

池田市都市計画マスタープラン 改訂版

(案)

平成 2 4 年 月

池 田 市

<目 次>

はじめに 都市計画マスタープランとは 1

- 1 都市計画マスタープランの位置づけと役割..... 1
 - (1) 都市計画マスタープラン改訂の背景..... 1
 - (2) これからの都市計画マスタープランがはたすべき役割..... 1
 - (3) 都市計画マスタープランの位置づけ..... 3
 - (4) 都市計画マスタープランの目標年次..... 3
- 2 都市計画マスタープランの構成..... 4

第1章 池田市の都市のすがた 6

- 1 池田市の都市の概況と都市づくりの歩み..... 6
 - (1) 池田市の都市の概況..... 6
 - (2) 池田市のこれまでの都市づくりの歩み..... 8
- 2 第6次総合計画における都市のすがた..... 12
 - (1) 都市の将来像..... 12
 - (2) 人口 12
 - (3) 都市機能構想..... 13
- 3 市民意識にみる池田市の都市の特徴..... 16
 - (1) 池田市のまちへのイメージと評価～市民アンケート調査結果から..... 16
 - (2) 池田市の景観・まちなみといった空間面の特徴～ワークショップから..... 22
- 4 池田市がこれからめざすべきまちづくりのキーワード..... 28
 - (1) 便利で、快適に暮らせるコンパクトな都市づくり..... 28
 - (2) 保全・修復型の都市づくり（開発型の都市づくりからの転換）..... 28
 - (3) 他にはないまちの資源（自然、歴史・文化、まちなみ）をいかした都市づくり..... 28
 - (4) 環境問題に対応した都市づくり..... 29
 - (5) 災害に備えた安全な都市づくり..... 29
 - (6) 真に必要なものを作りつつ、適切な維持・管理（ストックマネジメント）を行う都市づくり..... 30
 - (7) 地域の実情に応じた、地域・住民が主体となった都市づくり..... 30

第2章 都市づくりの力点 31

- 力点1 “生活圏”を中心としたコンパクトな都市構造の形成..... 33
 - (1) 現状の認識..... 33

(2) 基本的な考え方.....	35
(3) 都市づくりの方針.....	35
(3-1) 生活圏（全市）レベル.....	36
(3-2) 日常生活圏（概ね中学校区程度）レベル.....	38
(3-3) 近隣生活圏（小学校区）レベル.....	40
力点2 住宅地の人口減少・高齢化に対応したまちづくり.....	41
(1) 現状の認識.....	42
(2) 基本的な考え方.....	44
(3) 都市づくりの方針.....	44
力点3 池田の良好な資源をいかした景観・環境まちづくり.....	47
(1) 現状の認識.....	47
(2) 基本的な考え方.....	49
(3) 都市づくりの方針.....	50
力点4 災害に強い安全・安心のまちづくり.....	57
(1) 現状の認識.....	58
(2) 基本的な考え方.....	59
(3) 都市づくりの方針.....	59

第3章 都市づくりを支える方針と取り組み 63

1 土地利用の方針.....	63
(1) 住居系.....	63
(2) 商業系.....	65
(3) 工業系.....	65
(4) 保全系.....	66
(5) 地区単位のルールづくり.....	67
2 都市施設の方針.....	68
(1) 道路の方針.....	69
(2) 公共交通の方針.....	70
(3) 公園・緑地等の方針.....	71
(4) 上下水道の方針.....	72
(5) その他の都市施設の方針.....	73

第4章 計画の推進に向けて 76

1 都市計画マスタープランの進捗管理.....	76
(1) PDCA サイクルの運用.....	76
(2) 改訂策定プロセスにおける市民参加.....	76

2	地域分権と連携した地域主体のまちづくりの推進.....	78
(1)	ステップ1：地域の現状を把握する.....	78
(2)	ステップ2：地域の特徴・課題を把握する.....	79
(3)	ステップ3：市の計画や他のまちの取り組み事例などを学習する.....	79
(4)	ステップ4：めざすべき将来の地域のすがた、まちづくりの方向を考える..	80
(5)	ステップ5：実現に向けて取り組めることを考える.....	80
3	地域主体のまちづくりを支援する仕組み.....	82
(1)	小学校区単位でのまちづくりの支援.....	82
(2)	地区単位でのまちづくりの支援.....	82
4	まちづくりの機運の醸成.....	83
(1)	まちづくりのPRの推進.....	83
(2)	全市的なまちづくり学習の展開.....	83

はじめに 都市計画マスタープランとは

1 都市計画マスタープランの位置づけと役割

(1) 都市計画マスタープラン改訂の背景

都市計画マスタープランとは、都市計画法の規定に基づき定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が住民の意見を反映して策定するものです。本市においては、平成 11 年 3 月に本市の「都市計画に関する基本的な方針」を策定し、各種都市計画に関する様々な施策を進めてきたところです。

しかしながら、都市計画を取り巻く時代の潮流に目を向けると、全国で人口増加・都市の拡大を前提とした社会から、安定・成熟した社会へと移行しつつあり、少子高齢化の進展による本格的な人口減少社会を迎えています。また、地球環境問題の顕在化、地方分権社会への移行や協働によるまちづくりの進展など、都市を巡る状況は大きな変化の最中にあります。とりわけ、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災はかつてない甚大な被害をもたらし、自然災害にどう備えるかが都市づくりの重要な課題であることを再認識させられました。

この間、本市においても様々なまちづくりの取り組みが進展しました。平成 19 年度からは「自分たちのまちは自分たちでつくろう」を合い言葉に本市独自の「地域分権制度」がスタートし、地域コミュニティ推進協議会が中心となった小学校区単位での自主性あるまちづくりが広がっています。さらに平成 23 年 1 月には、本市の将来を展望した総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画である「第 6 次総合計画」が策定されました。あわせて平成 23 年 3 月には都市計画の上位計画である大阪府の「北部大阪都市計画区域マスタープラン」の改訂も行われました。

こうした上位・関連計画の動向やまちづくりの進展を注視の上、その考え方を抽出し、新しい時代に即した都市計画マスタープランの改訂を行うこととしました。

(2) これからの都市計画マスタープランがはたすべき役割

平成 11 年に策定された現行の都市計画マスタープランの評価・検証の作業を行う中で、これからの都市計画マスタープランがはたすべき役割が明らかになり、これらを踏まえて大幅な計画の改訂を行うこととしました。

①市の総合計画に対して“空間”面から具体化を図る計画

本市の最上位計画である「第 6 次総合計画」が平成 23 年 1 月に策定され、本市の施策

の基本的な方向性が示されました。

都市計画マスタープランは、総合計画で示された「まちの将来像」や「まちづくりの方向性」「重点施策」などに対して、それらを支える土地利用や道路、公園、河川などによって作られる都市の“空間”面から具体化（目に見える空間に反映）していく役割が期待されます。

②これからの都市づくりのテーマに対応し、その取り組みの道筋を示す計画

現行の都市計画マスタープランが策定された当時の都市づくりは、大規模な市街地開発事業や道路・公園の整備といった「ハード」が中心でしたが、現在は市街地が成熟していく中で、一定のルールに基づき建て替えや更新を誘導したり、地域コミュニティのつながりを育みながら地域で将来像を考え、実現していく取り組みといった、「ソフト」の時代へと都市づくりの重点が移行しつつあり、もはや必然の流れとなっています。

さらに、地球環境問題に対応したまちづくりや自然環境の保全・育成や良好なまちなみの保全など景観に着目したまちづくり、さらには大規模災害に備えた防災のまちづくりなど、これからの都市づくりを展望した上で欠かすことができない課題が生まれてきています。

現行の都市計画マスタープランでも都市づくりの目標・方針を位置づけていますが、「総花的」になっており、具体的な都市づくりの方向性が見えにくくなっていた点は否めませんでした。

今回の改訂では、今日の都市づくりの状況の変化を捉え、これからの都市づくりのテーマに対応し、その取り組みの道筋を示す計画となることが期待されます。

③本市独自の取り組みである地域分権制度と連携した計画

本市では平成19年度から「自分たちのまちは自分たちでつくろう」を合い言葉に地域分権の取り組みが進展し、小学校区単位で地域コミュニティ推進協議会を設立、地域課題に即した自律的なまちづくりを進めています。

都市計画マスタープランの改訂においてもこの地域分権の取り組みを抜きに語ることはできません。地域分権の小学校区単位の取り組みとどう連携していくのか、都市計画として何をすべきなのか、を考える必要があります。

そのため、都市計画マスタープランの改訂にあたっては、この地域分権の取り組みとの連携・連動を十分に考慮することが重要です。

④策定プロセスにおける市民との協働を重視した計画

近年では、市民・事業者・NPO・行政など多様な主体が参画・協働し、まちづくりに取り組んでいく流れが重要視され、計画策定のプロセスにおいても協働で取り組む動きが一般化しています。

本改訂作業においても市民との協働のプロセスを重視することが期待されます。

(3) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランの位置づけは以下の通りです。

- ・都市計画を取り巻く時代潮流や、上位・関連計画（本市の最上位計画である「第6次総合計画」と、大阪府が定める「北部大阪都市計画区域マスタープラン」）の動向、関連計画の動向等を注視し、その考え方を抽出の上、改訂作業へと反映させます。
- ・平成11年に策定された現行の都市計画マスタープランについて、進捗状況や問題点等をチェックし、改訂作業へと反映させます。
- ・各分野別の方針については、第6次総合計画の第1期実施計画（H23～26年度）、住宅マスタープランや新環境基本計画等、市で推進している関連する計画等との整合を図り、位置づけを図ります。

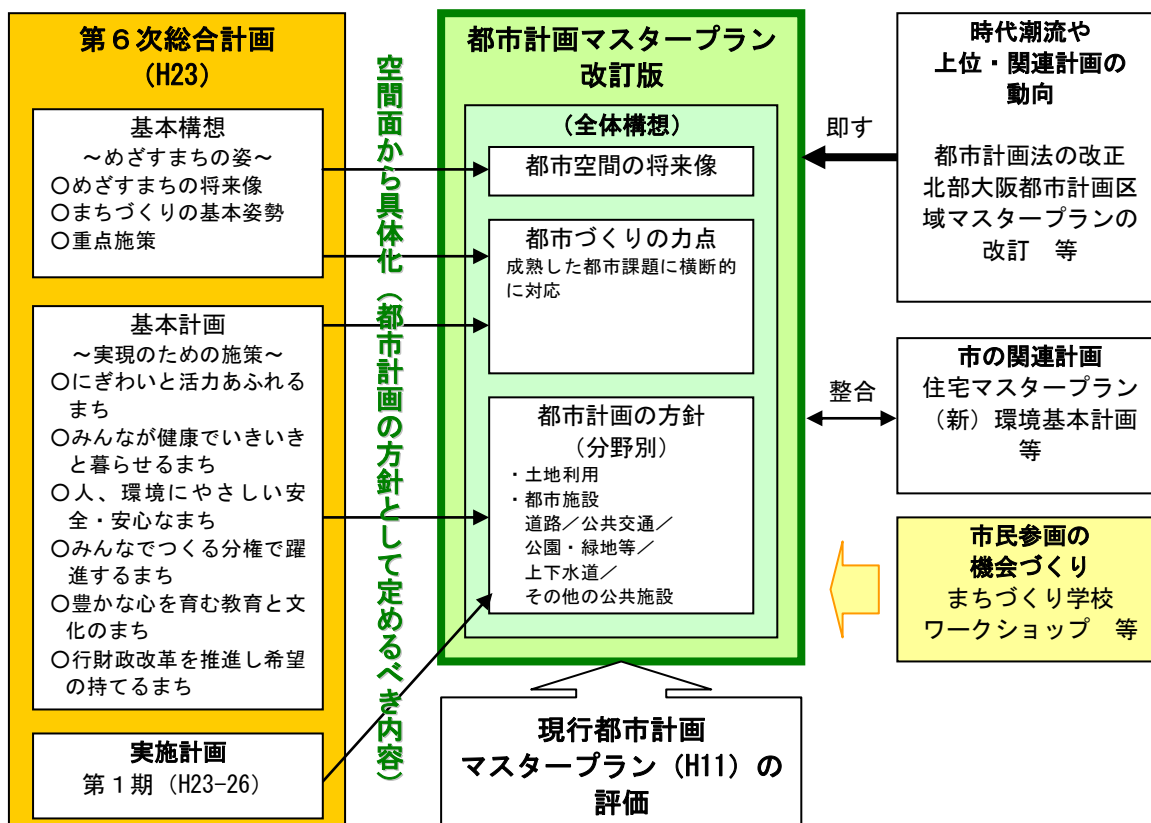


図0-1 都市計画マスタープランの位置づけ

(4) 都市計画マスタープランの目標年次

都市計画マスタープランは、上位計画である「第6次総合計画」と歩調を合わせるため、概ね20年程度の都市の姿を展望しつつ、「平成34年度」を目標年次として設定します。なお、まちづくりの動向等の変化を見極めつつ、総合計画や北部大阪都市計画区域マスタープラン等の整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

2 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、以下のような構成としています。

【全体構想】

- ・本市の現況・特性、都市づくりに関する市民意識や都市づくりの潮流を踏まえた上で、「第6次総合計画」の施策の体系をもとに、主に空間面から具体化を図っていくべきテーマとして力を入れて取り組んでいくべきものを「都市づくりの力点」として設定し、具体的な取り組みの道筋を示しました。
- ・あわせて土地利用、都市施設といった本市の都市づくりを推進していくための基礎となる分野の方針・取り組みを整理しました。
- ・最後に、都市計画マスタープランを実現していくための道筋を「計画の推進に向けて」に示しました。

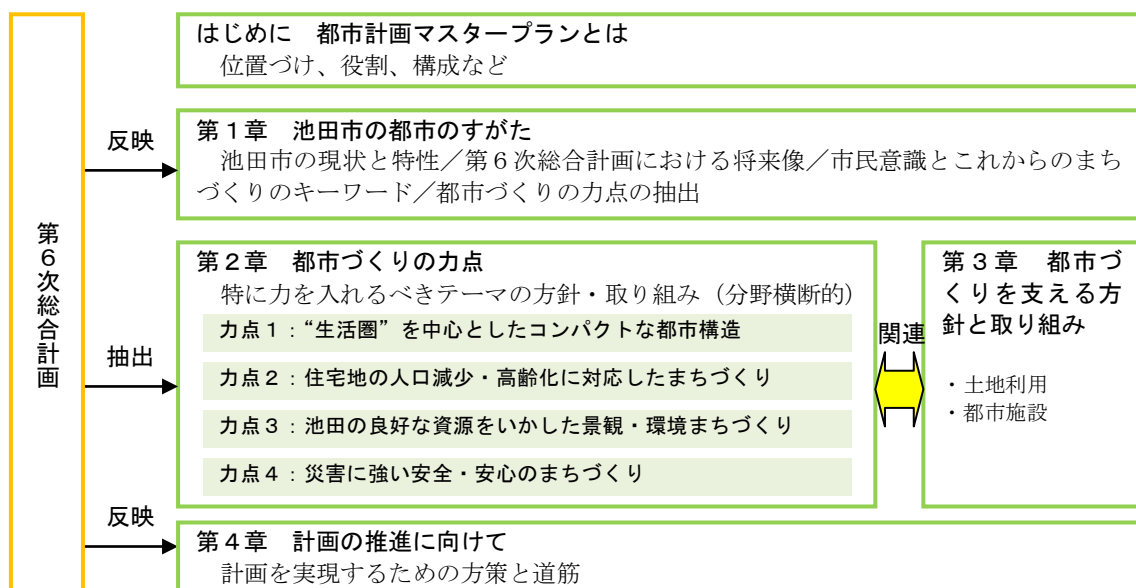


図0-2 全体構想の構成

【地域別構想】

- ・ 現行の都市計画マスタープランでは、全市を4つに区分しそれぞれに「地域別構想」を設定していましたが、「第6次総合計画」では、地域分権による校区単位でのまちづくりの進展を踏まえ、「地域が主体となって地域毎にまちづくりの将来像（「地域ビジョン」）を描いていく」ことが明確に位置づけられました。
- ・ そのため、都市計画マスタープランでもその考え方を踏まえ、各地域の将来像は地域が主体的に描いていくことが基本であると考え、本計画では「地域別構想」はあえて策定せずに、地域の発意により「地域ビジョン」が策定された場合、随時見直しの対象となるものとして位置づけ、“空間”面にかかる内容を「地域別構想」として本計画に位置づける形を採ることとします。
- ・ 加えて、「地域ビジョン」の策定に向けた地域での熟議が促進するよう、地域分権の取り組みと連携した「地域のまちづくりの促進方策」を位置づけることとしました。

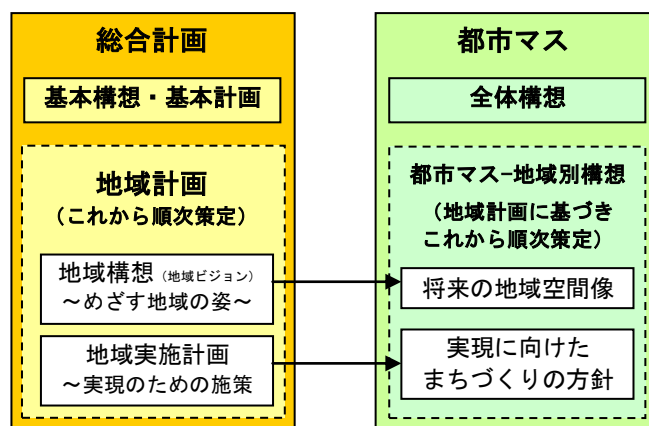


図 0-3 地域別構想の位置づけ

第1章 池田市の都市のすがた

1 池田市の都市の概況と都市づくりの歩み

計画の端緒として、池田市の都市の概況と、これまで進めてきた都市づくりの歩みを要約して示します。

(1) 池田市の都市の概況

①位置・地勢

- ・池田市は、大阪府の西北部、大阪都心から北へ16 kmほどのところに位置し、西部は猪名川をはさんで兵庫県川西市と接しています。市域は東西に約3.8 km、南北に約10.3 kmと南北に細長く、面積は22.09km²です。
- ・大阪都心とは阪急電鉄宝塚線や国道176号、阪神高速道路11号池田線など幹線交通網で結ばれている他、市の南端には大阪国際空港があり、広域的な交通の結節点でもあります。
- ・市内には、猪名川、余野川、箕面川等の河川が流れ、これらの河川の堆積作用によって形成された段丘地形や低地な地形が広がっています。また、標高300～400m前後の山地が五月山と伏尾町付近に分布しており、自然環境に恵まれた地域です。



図1-1 池田市の位置図

②人口・世帯

- ・本市の人口は、平成 22 年 10 月現在で 104,229 人、世帯数は 45,661 世帯となっています。年齢 3 区分別人口をみると、平成 22 年 10 月時点で年少人口（0～14 歳）は 13,740 人（13.3%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 67,083 人（64.8%）、老年人口（65 歳以上）は 22,777 人（22.0%）となっています（いずれも国勢調査）。
- ・本市の人口を経年的にみると、昭和 50 年（1975 年）に 10 万人を突破して以来、現在に至るまで、ほぼ 10 万人余りで推移してきました。しかし、これまでの人口の推移に基づく推計によると、本市の人口は今後減少するとともに、高齢者人口の割合が増加することが予測されています。

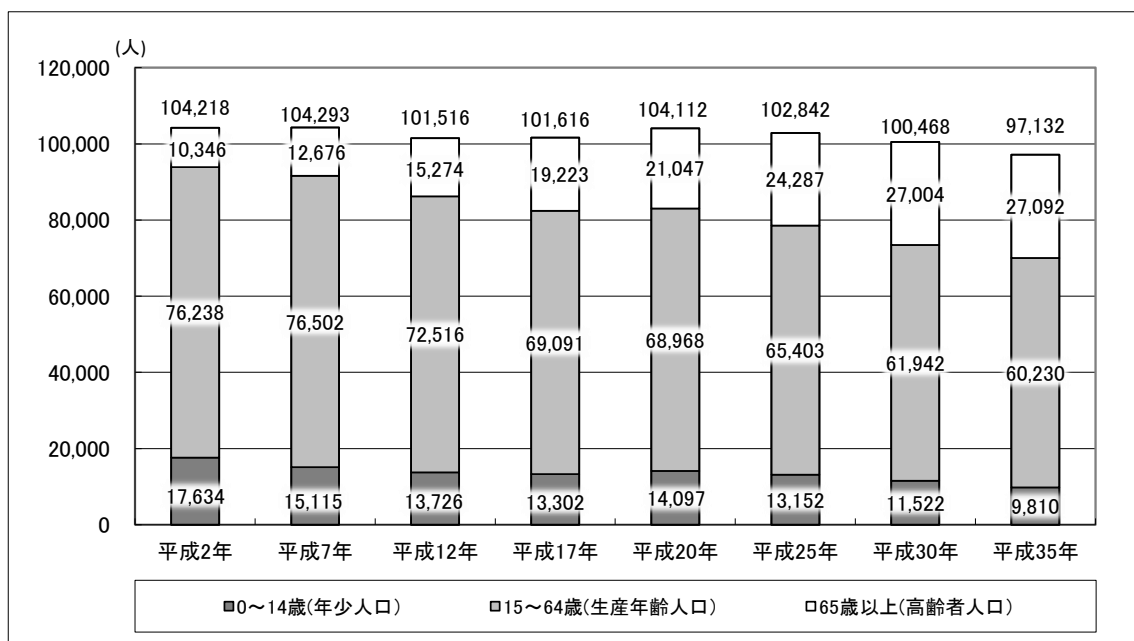


図 1-2 年齢 3 区分別人口の推移及び推計
（出典：国勢調査および「人口問題研究プロジェクト」による推計）

③土地利用

- ・本市の土地利用は、市北部の大半を占める山林・原野が 33.7%、住宅地が 33.7%と最も多くの割合を占めています。
- ・山林・原野などの自然的土地利用の割合が多いこと、市街地は住宅地が主であり、商業地、工業地の割合が少ないことが特徴であると言えます。

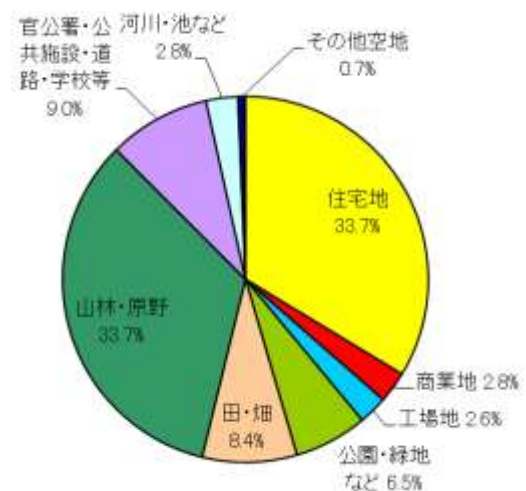


図 1-3 土地利用現況
（出典：平成 22 年度都市計画基礎調査）

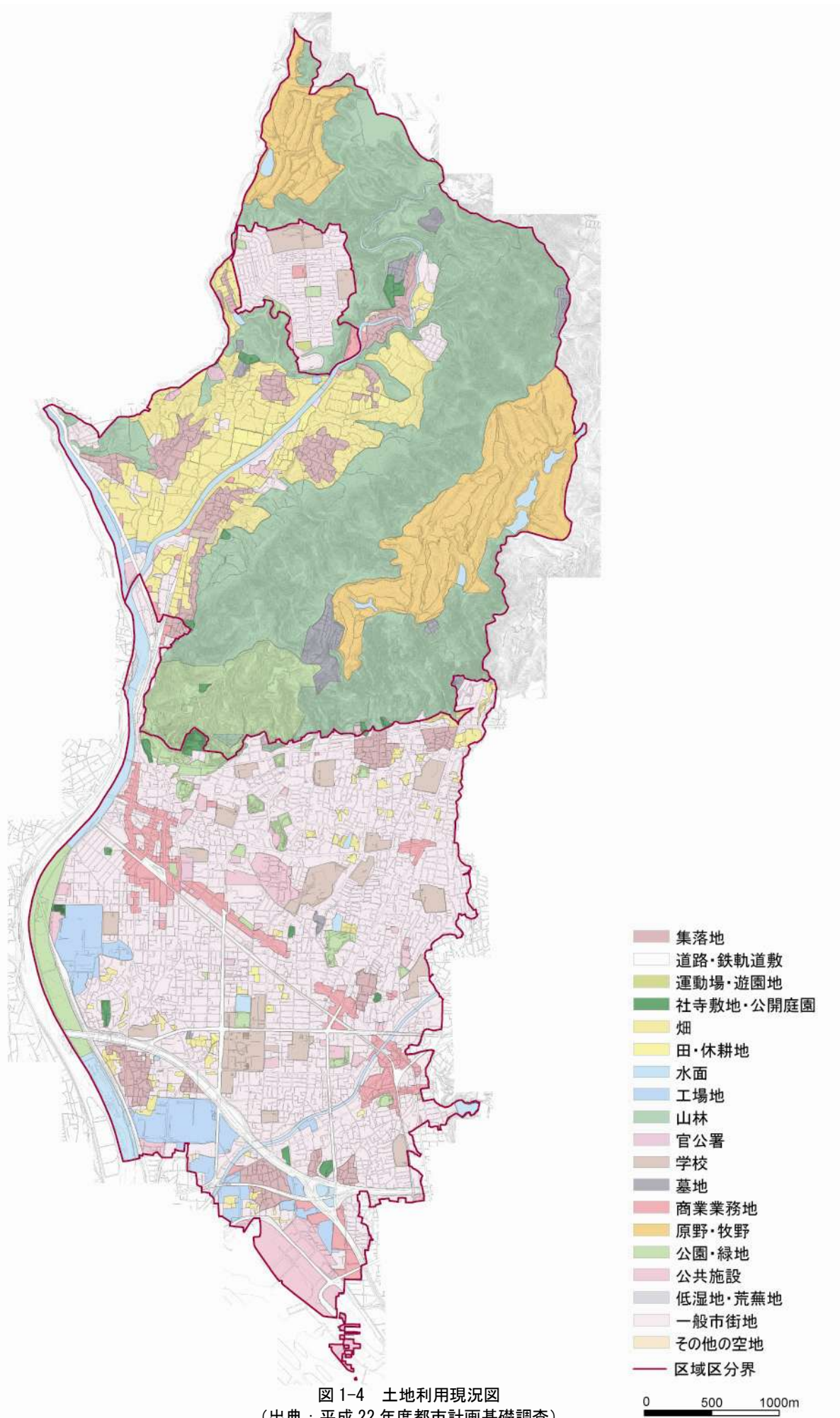


図 1-4 土地利用現況図
(出典：平成 22 年度都市計画基礎調査)

（２）池田市のこれまでの都市づくりの歩み

①近世まで：城下町から交通の要衝として発展した在郷町へ

- ・本市は古い歴史を有し、江戸時代には京都と西国各地とを結ぶ西国街道や大阪と能勢を結ぶ能勢街道などにより交通の要衝として発展してきました。江戸時代前期には酒造業が盛んになり、物資の集散地として商業が栄え、多彩な文化が開花しました。
- ・細河郷は植木の産地として発展し、牡丹などの庭園用苗木の生産を中心に高い需要を生み出しました。江戸時代後期には全国へ大量に出荷されるなど、地域の振興に大きな役割をはたしてきました。

②明治～大正時代：私鉄沿線の住宅地の先駆け

- ・明治時代以降、国や大阪府の出先機関、さらには大阪府池田師範学校（現大阪教育大学。現在は柏原市に移転）などが設置され、地域における政治、経済、文化の中心地として発展しました。
- ・明治43年（1910年）には、箕面有馬電気軌道（現阪急電鉄）の開通と同時に、池田新市街地（後に、室町住宅と改称）の分譲が開始されました。これはわが国で初めての郊外型分譲住宅であり、この後に沿線での住宅地開発が進んでいきました。



室町住宅（明治44年頃）
（出典：『市制施行記念誌 池田50年写真集』）



池田新市街平面図
（財団法人阪急学園池田文庫蔵）

③昭和時代：大阪都市圏の衛星都市として都市整備が進展、市街地が拡大

- ・道路の整備及び鉄道の敷設以後、住宅地の開発が相次いで大阪都市圏の住宅都市として発展しました。昭和14年（1939年）4月には、人口約3.5万人となり、府内で6番目に市制を施行しました。
- ・戦後は、都市基盤や教育文化施設の整備に力を注ぎ、昭和30年代前半（1950年代後半）からの五月丘をはじめとした住宅団地の建設（五月ヶ丘土地地区画整理事業）など、高度経済成長に伴って人口が急増し、昭和50年（1975年）には人口が10万人を越えました。

- ・産業面ではダイハツ工業などの進出により、猪名川沿いに内陸工業地区が形成され、産業都市としても大きく発展してきました。
- ・道路・鉄道などの基盤も都市の拡大とともに順次整備が進められてきました。なかでも昭和 42 年から着手してきた国道 171 号バイパス（池田宝塚線、神田池田線）、大阪南池田線、大阪中央環状線、宮之前東畑線などの道路や阪急宝塚線鉄道高架事業が万博関連事業として進められ、現在の本市の骨格となるネットワークを形づくりしました。
- ・あわせて、阪急池田駅前では市街地再開発事業が施行され、昭和 60 年に「ステーションN」、昭和 62 年に「サンシティ池田」の再開発ビルが完成し、本市の玄関口として整った街区を形成しています。



五月丘団地（昭和 39 年）



高架化工事が進む池田駅（昭和 56 年）
（出典：『市制施行記念誌 池田 50 年写真集』）

④平成以降：住宅都市として成熟した都市づくりへ

- ・都市の基盤が概ね整い、市域の南部もほぼ市街化が進みました。平成に入ってから人口の増加も緩やかなカーブに転じ、大阪都市圏の成熟した住宅都市として安定的な成長段階へと移行しつつあります。
- ・主に住環境や生活環境の“質”を重視した都市づくりが志向されるようになり、本市のシンボルである五月山を保全するための五月山景観保全条例の制定（平成 8 年）や、無秩序な市街化を防止し健全な市街地の発展と良好な住環境の形成を図る開発指導要綱の制定（平成 18 年）などの制度が整備されました。
- ・池田市の中にある様々な地域資源の価値が見直され、それらを活用して多方面から誘客を図る交流のまちづくりも進められています。平成 11 年にはインスタントラーメンの開発が進められたことに由来してインスタントラーメン発明記念館が開館され、現在も年間 50 万人を集める集客施設として活況を呈しています。また、本町通り整備工事に伴い、日本初となる上方落語の資料を常設展示する市立の施設「池田市立上方落語資料展示館（愛称：落語みゅーじあむ）」を平成 19 年に開館した他、平成 22 年にはかつての芝居小屋「呉服座」が 41 年ぶりに再現されました。さらに、阪急東宝グループの創業者である小林一三氏の所蔵品を収めた「逸翁美術館」が平

成 22 年にリニューアルされるとともに、翌年には旧邸「雅俗山荘」を改築し「小林一三記念館」が誕生するなど、池田市の持つ歴史・文化資産が新たな形で蘇り、まちの大きな魅力となっています。



落語みゆーじあむ



小林一三記念館

2 第6次総合計画における都市のすがた

本計画の上位計画である第6次総合計画における本計画の位置づけを整理し、策定の前提とします。

(1) 都市の将来像

上位計画である第6次総合計画では、将来像を下記で設定しており、本都市計画マスタープランは、この将来像を実現していくための都市空間づくりの指針として定めることとします。

第6次総合計画の将来像

「私」が創る 「地域」と育てる 誇りに思えるまち
豊かな自然を守り、遊ぶ 歴史に学び、集う
にぎわいが人と人をつなぎ、豊かで美しい心が育まれるまち

(2) 人口

第6次総合計画では、計画人口として下記の通り「定住人口」と「活動人口」の2つの考え方を設定しており、これを踏まえたものとします。

①定住人口

子育てサービスの充実や生活環境の向上、働く場の確保、住宅整備の促進を図るなど、市民、企業、各種団体、行政が協働して総合的なまちづくりを推進することにより、人口の転出を抑制し、転入を促進することで、定住人口を維持し、平成34年度（2022年度）における定住人口を「105,000人」とすることを目標とします。

②活動人口

地域コミュニティ推進協議会をはじめ、自治会、ボランティア団体、NPO等さまざまな団体に所属したり、活動に参加したりする市民の数を「まちづくり人口」と定義します。また、仕事や学習、観光などさまざまな目的で本市を訪れ、市民と交流する人の数を「交流人口」と定義します。

そして、「まちづくり人口」と「交流人口」をあわせたものを「活動人口」と定義し、本市の定住人口とほぼ同じ程度の人口が、日々「活動」しているまちを目標とします。

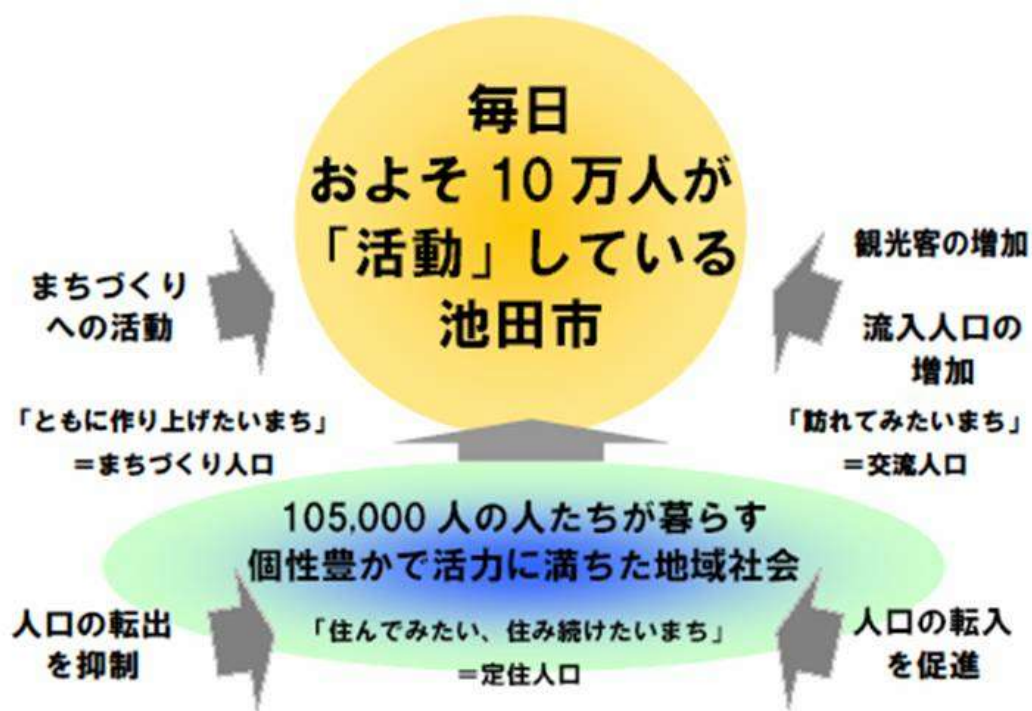


図 1-5 人口の目標
(出典：第 6 次総合計画)

(3) 都市機能構想

第 6 次総合計画では、都市機能構想として「土地利用の基本方針」と市域を 4 つに区分した「ゾーン別の土地利用方針」を設定しています。

①土地利用の基本方針

土地利用に当たっては、次の基本的な方針のもとに、歴史的・文化的環境や景観の継承と創造、災害や公害の防止に努め、適正かつ計画的な土地利用を進めることとします。

ア 公共の福祉を優先させた土地利用

- ・土地は、公共の福祉を優先させた計画的な利用が図られるべきであることから、その土地を取り巻く自然的、社会的、経済的および文化的諸条件に応じた適正な利用に向けて、都市計画制度の適切な運用を図り、秩序ある発展をめざします。

イ 環境との共生をめざしたまちづくり

- ・本市の豊かな自然環境は、個性ある景観をつくり出しており、うるおいと恵みをもたらす豊かな自然を持続可能な形で享受しつつ、将来に継承することが私たちの責務です。このため、まちづくりに当たっては、環境への配慮を優先させ、ゆとりを実感できる環境との共生をめざした都市づくりを促進します。

②ゾーン別の土地利用方針

本市では、地域特性を最大限に生かし、各地域が有機的につながることによって秩序ある個性豊かなまちの形成を図るため、市域を4つのゾーンに分類し、土地利用の基本方向を定めます。

また、本市の商業、行政、文化、福祉、交通機能等の中心的な役割を担う拠点として、多様な都市機能の集約・高度化を進める都市核と、広域拠点と地域拠点を結び、あるいは他の都市圏と連結し相互の交流や活用をより活性化させていく都市軸を設定します。

ア 交流にぎわいゾーン（おおむね阪急池田駅、石橋駅を中心とする商業地域、近隣商業地域、準工業地域）

- ・駅前周辺であり、商業・近隣商業地域という立地条件を有効に活用し、土地利用を拡大するため、高度利用を図りながら商業施設、業務施設の効果的な誘導を図ります。特に、駅前整備については、地域の特性を生かし、用途地域に基づいた土地の高度利用を図り、商業・文化機能などのほか集合住宅をも兼ね備えた施設整備を促進し、多くの人が交流し、にぎわいのあるゾーンとしての形成に努めます。

イ 産業はつらつゾーン（おおむね南部地域を中心とする工業地域、準工業地域）

- ・高速道路、大阪国際空港など広域交通幹線が集中する国土軸上にあり交通の利便性がきわめて高い地域であり、自動車工業をはじめ工業化が進んでいますが、広域交通の要衝としての利点を生かし、運輸、流通や空港関連などの施設の集積と基盤整備を図り、産業が飛躍、発展するゾーンとしての形成に努めます。

ウ 居住やすらぎゾーン（おおむね五月山以南の住居系地域および伏尾台地域）

- ・住居系地域としての土地利用の純化をより促進し、居住環境の改善を図るとともに

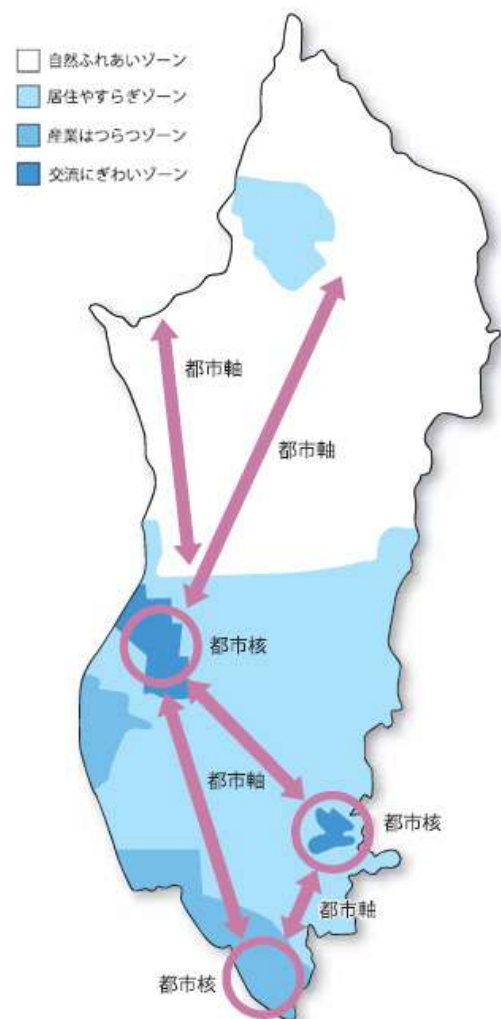


図 1-6 土地利用ゾーン構想図
(出典：第6次総合計画)

に、住宅の新築、改築などに当たっては、適切な行政指導を行うなど、良好な市街地の形成に努め、生活環境の整った居住地区として整備を図ります。

- ・また、教育文化機能や医療・福祉機能の充実を図り、やすらぎのあるゾーンとしての形成に努めます。

エ 自然ふれあいゾーン（五月山山麓山間地域および細河地域）

- ・五月山緑地は自然を生かした整備を進めるとともに、五月山山系は五月山景観保全条例の適正な運用による景観の保全を図り、自然とのふれあいゾーンとしての形成に努めます。
- ・細河地域については、乱開発の防止を図り、植木園芸産業の振興に努めつつ、地元住民との合意形成を図りながら、地域の活性化策を踏まえ、地区計画などを活用した土地利用の検討を進めます。

オ 都市核・都市軸

- ・本市の都市核は「池田駅周辺」「石橋駅周辺」「大阪国際空港」と設定します。
- ・また都市核を結ぶ国道 176 号と南北都市軸の国道 173 号・423 号、さらに府道伊丹池田線等を都市軸として、交流・連携を促進します。

3 市民意識にみる池田市の都市の特徴

都市計画マスタープランを改訂するにあたり、市民の方々の意見から池田市の都市の特徴を再度見つめ直しました。

(1) 池田市のまちへのイメージと評価～市民アンケート調査結果から

平成 23 年 6 月に、市民の皆さんに、池田市のまちへの評価や都市づくりの方向性などを聞くアンケート調査※を実施しました

特徴①：生活利便性が高い

- ・身近なまちの満足度として、「日常の買い物の便利さ」「公共交通（鉄道・バス）の利用のしやすさ」といった「生活の利便性」が特に高い評価を得ました（図 1-7）。
- ・将来の望ましいまちの姿として、「日々の暮らしが便利なまち」が多く挙げられており、これは地域別に分析してもほぼ同様の傾向でした（図 1-8）。
- ・大阪国際空港や中国自動車道など広域を結ぶ交通ネットワークの結節点であるだけでなく、鉄道やバスなどの公共交通網も充実しており、日常の買い物なども利用しやすいという、移動の快適性も含めた利便性が高く評価されていると考えられます。

特徴②：自然やまちなみ・風景など豊かな景観・住環境

- ・「緑や水辺、農地など自然を感じる空間の充実度」「まちなみや風景の美しさ」といった「自然やまちなみ・風景」についても同様に高い評価を得ています（図 1-7）。
- ・将来の望ましいまちの姿として、「静かで落ち着いたまちなみ・住環境が享受できるまち」が上位に挙げられており、これは地域別に分析してもほぼ同様の傾向でした（図 1-8）。
- ・五月山の緑、猪名川・余野川の水の流れ、さらには北部の里山景観などによる自然のイメージ、さらには建築物などが創るまちなみの美しさなど豊かな住環境が高く評価されていると考えられます。

※市民アンケート調査

調査対象：住民基本台帳より無作為に抽出した 18 歳以上の市民 3,000 人

（※13 通が転居等で届かなかったため、最終配布数は 2,987）

調査方法：郵送配布・郵送回収（督促無し）

実施時期：平成 23 年 6 月 回収数：1,488 通（回収率：49.8%）

設問内容：身近なまち（小・中学校区程度）の暮らしについて／お住まいの住宅や市全体の住宅政策について／池田市全体のまちづくり（まちの空間づくり）の方向性について／コミュニティ活動との関わりについて／自由記述／回答者の属性



図 1-7 身近なまちの満足度について
(注：無回答は上記割合から除く)

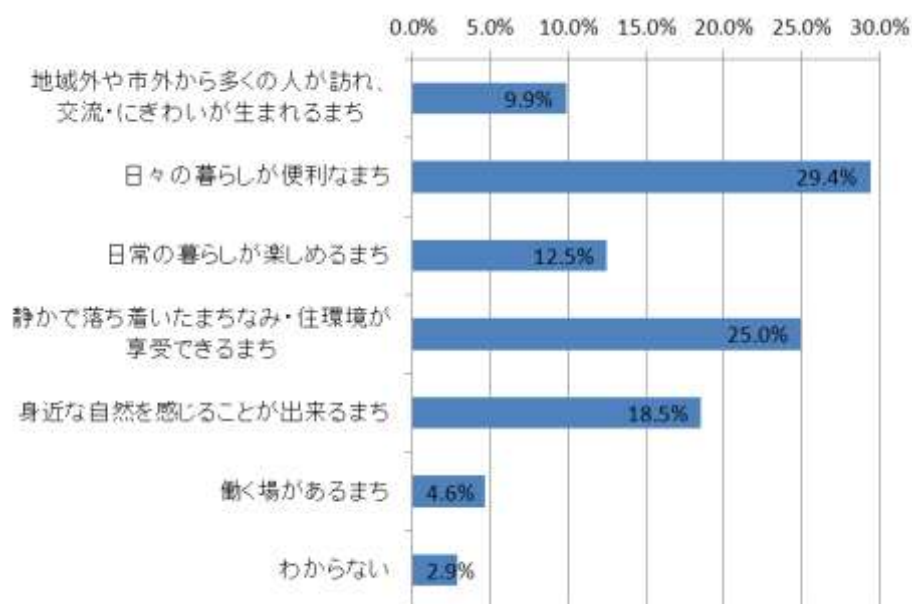


図 1-8 概ね 10 年後をイメージした身近なまちの将来の姿
(回答数=1,488、2 つまで複数回答)

特徴③：大規模な災害などに対する安全・安心の確保が問題

- ・「大規模な災害に対するまちの安全性」について、やや不満・不満以外に分からないという回答が多く挙げられていました（図 1-7）。
- ・身近なまちの問題点について聞いたところ、「避難場所や避難経路が十分確保できているか不安」「子どもの通学に危険など歩きにくい道路・歩道が多い」が挙げられました（図 1-9）。
- ・東日本大震災が発生した後のアンケート調査であったことから、防災関連への意識も高くなったことも背景にあると考えられます。「分からない」という回答が特に多かったことから、大規模な震災に対して本市の備えがどのようなになっているのか、安全が確保できるのかどうかという不安が表れたと考えられます。

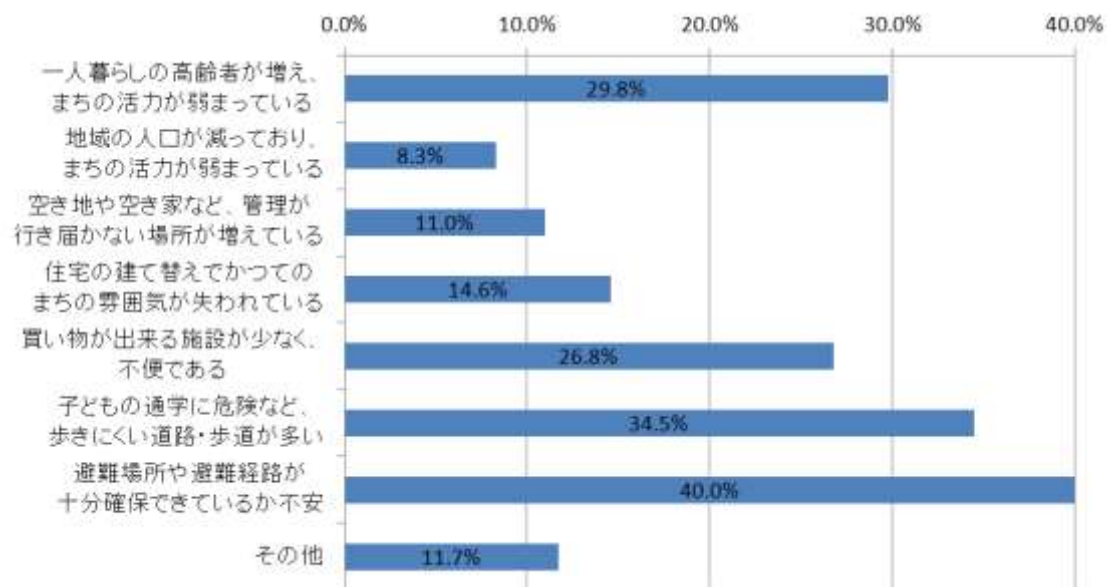


図 1-9 身近なまちの住環境上困っていること
(回答数=1,488、複数回答)

特徴④：地域によって生活の行動や抱えている問題点は異なる

- ・地域住民の方々が普段どのような生活行動を取られているのか、またどのような問題を抱えておられるのか、を中学校区単位で分析したところ、校区によって普段の行動や抱えている問題は異なっています。
- ・全市で認識・共有できる部分と、地域別に対応すべき部分をどう役割分担し、適切な都市づくりの方法を考えるか、という視点が求められます。

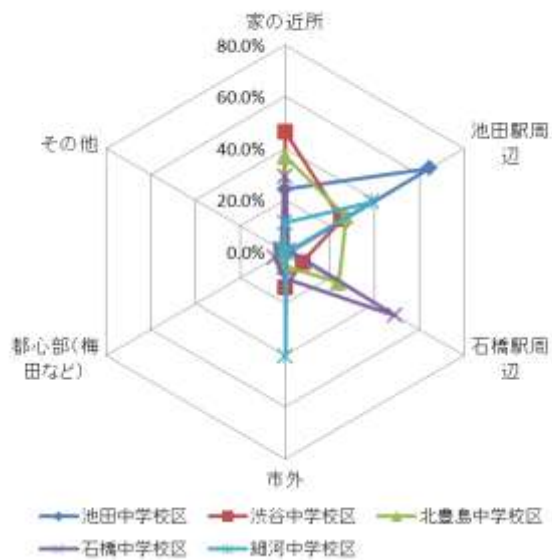
○生活行動について（図 1-10、1-11）

- ・駅を含む池田・石橋中学校区は駅周辺での買い物が中心で、交通手段も徒歩・自

転車となっています。

- ・ 駅からやや離れた渋谷・北豊島中学校区は、特に平日において家の近所での買い物が多く、交通手段も徒歩の他に自転車、自家用車の利用が見られます。
- ・ 市北部の細河中学校区は、市外あるいは池田駅周辺での生活行動が中心で、大半が自家用車あるいはバスの利用となっています。

＜平日の買い物場所＞（単数回答）



＜平日の買い物の交通手段＞（複数回答）

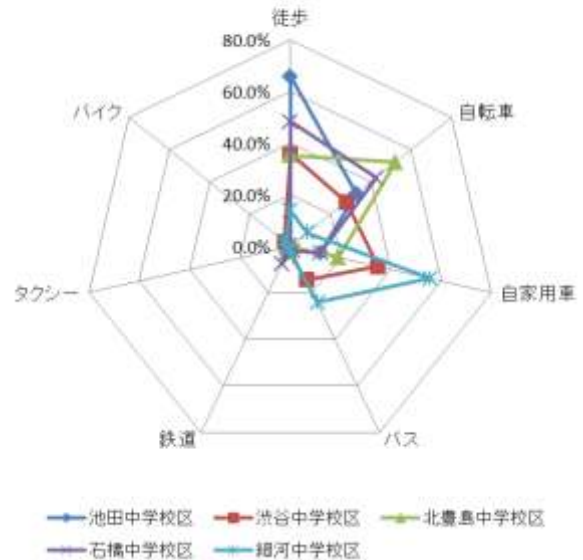
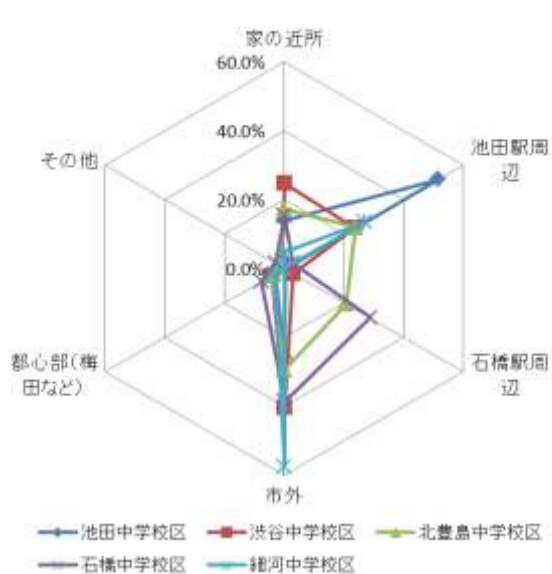


図 1-10 平日の生活行動（買い物）

＜休日の買い物場所＞（単数回答）



＜休日の買い物の交通手段＞（複数回答）

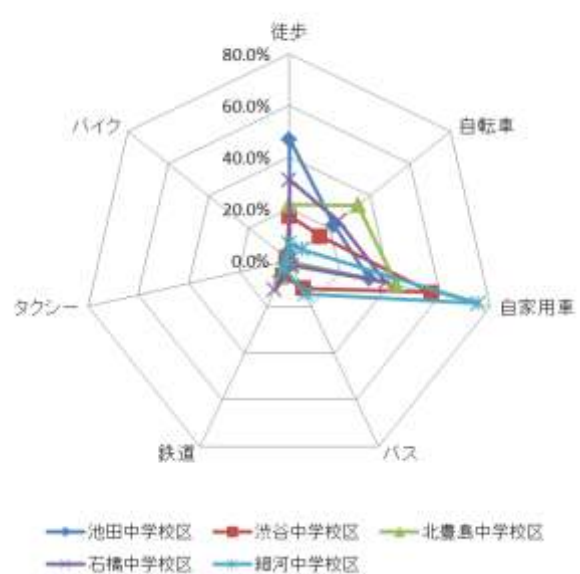


図 1-11 休日の生活行動（買い物）

○住環境上の問題点について（図 1-12）

- ・池田、石橋、北豊島など密な市街地を抱える地域で避難場所や避難経路など防災上の不安が大きいことが分かります。
- ・特に細河中学校区で買い物の不便さや一人暮らしの高齢者の増加、地域人口の減少などの課題が多く挙げられています。

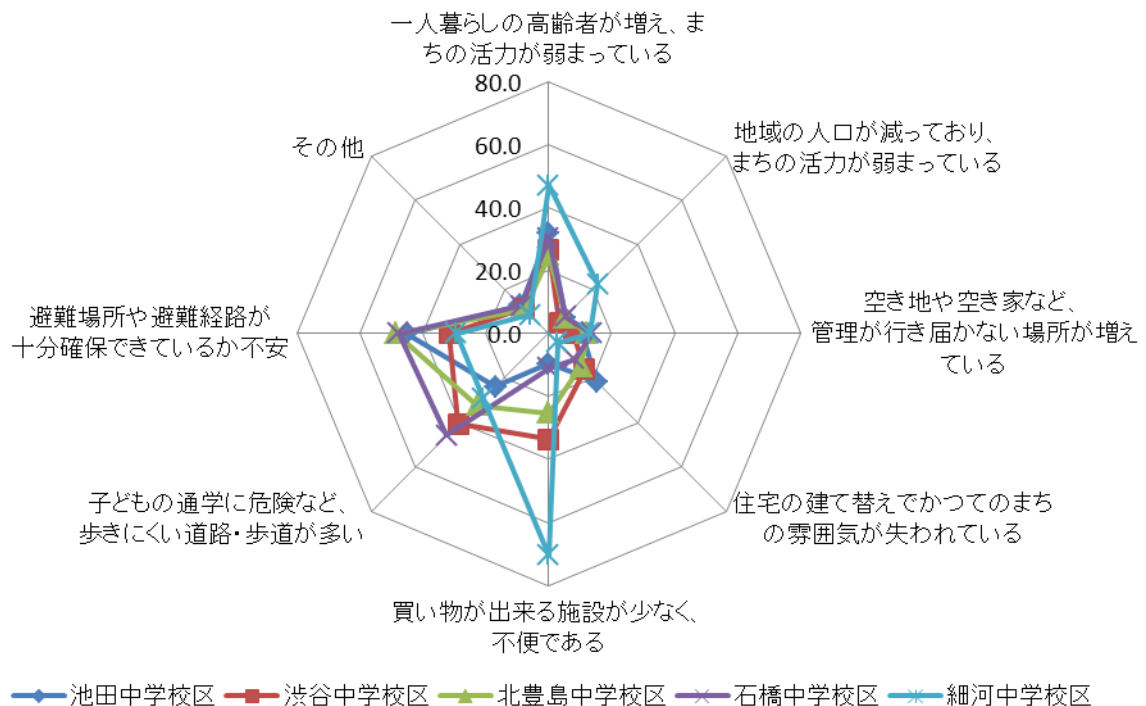


図 1-12 身近なまちの住環境上困っていること（校区別、複数回答）

特徴⑤：コミュニティ活動への参加は不十分

- ・コミュニティ活動への参加状況や、「地域分権」の取り組みへの関心の度合いをうかがったところ、熱心に活動されている方がおられる一方で、なかなか参加できない状況にある方もおられました。
- ・都市づくりにおいて地域・住民の役割がクローズアップされており、本市の独自の取り組みである「地域分権」の取り組みも含めて、より積極的な参加を促す方策が求められます。

○コミュニティ活動との関わりについて（図 1-13）

- ・普段のコミュニティ活動への参加については「特に参加していない」の割合が約7割弱を占めています。
- ・コミュニティ活動に参加していない理由は「興味はあるが、仕事や学校などの都

合で参加しにくい」「世話や役などで負担が増えるのではないかと抵抗がある」などが挙げられています。



図 1-13 コミュニティ活動との関わり（回答数=1,488、複数回答）

○地域分権への取り組みの認知度と参加意向について（図 1-14）

- ・地域分権への取り組みの認知度と参加意向では「知らなかった、参加したくない・分からない」の割合が最も高く、次いで「知っている、地域コミュニティ推進協議会に参加していない」となっています。
- ・その一方で、「知らなかったが参加してみたい」という方も一定数おられ、こうした関心層への適切な情報提供のあり方が課題と考えられます。

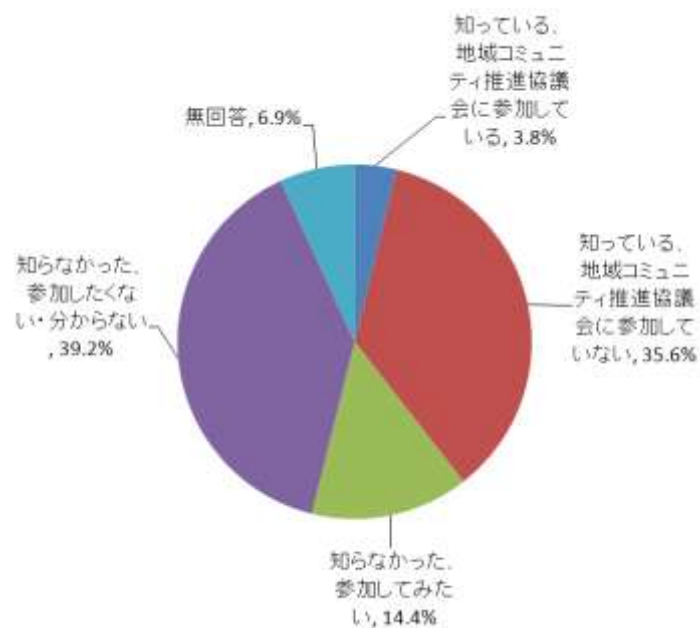


図 1-14 地域分権への取り組みの認知度と参加意向（回答数=1,488、単数回答）

（２）池田市の景観・まちなみといった空間面の特徴～ワークショップから

平成 23 年 6 月から 9 月にかけて、「池田の景観・まちなみ再発見」と題したまちづくり学校・ワークショップ編を計 5 回開催し、以下の 4 つのテーマに分かれて話しあった内容を提案として取りまとめました。

- １：自然環境の保全・活用～五月山・細河地区
- ２：歴史・文化・観光のネットワーク
- ３：市街地のまちなみ～池田駅周辺・石橋駅周辺
- ４：良好な住宅地のまちなみ



第 2 回の現地見学会の様子



最終回の発表の様子

【まちづくり学校・ワークショップ編】

趣旨：「池田の景観・まちなみ再発見」と題し、池田市の景観の魅力は何か、それをどのように伸ばしていくのが良いのかを話し合い、その内容を都市計画マスタープランの改訂作業へと反映させる

実施時期：平成 23 年 6 月～9 月（全 5 回）

- | | | |
|-------|---------------------|---|
| 第 1 回 | 平成 23 年 6 月 11 日（土） | プログラムの説明／自己紹介ゲーム／グループ分け |
| 第 2 回 | 平成 23 年 7 月 2 日（土） | 現地見学会 |
| 第 3 回 | 平成 23 年 7 月 23 日（土） | 池田の景観・まちなみの良いところを考える |
| 第 4 回 | 平成 23 年 8 月 6 日（土） | 池田の景観・まちなみを伸ばしていく方法を考える
（この間、各グループで 1 回ずつ自主的に集まり、まとめに向けた話し合いを実施） |
| 第 5 回 | 平成 23 年 9 月 11 日（日） | 発表会 |

参加者：34 名

このワークショップで出された意見・内容をもとに、池田市のまちの空間面での特徴を地図で表現しました。

①自然環境の保全・活用～五月山・細河地区 ～グループ1～

グループ1では、自然環境の保全・活用として「五月山の保全・活用」「細河地区・東山山麓の活用」「回遊性をつくる」「自然や緑の管理」について話し合いました。

○五月山の保全・活用

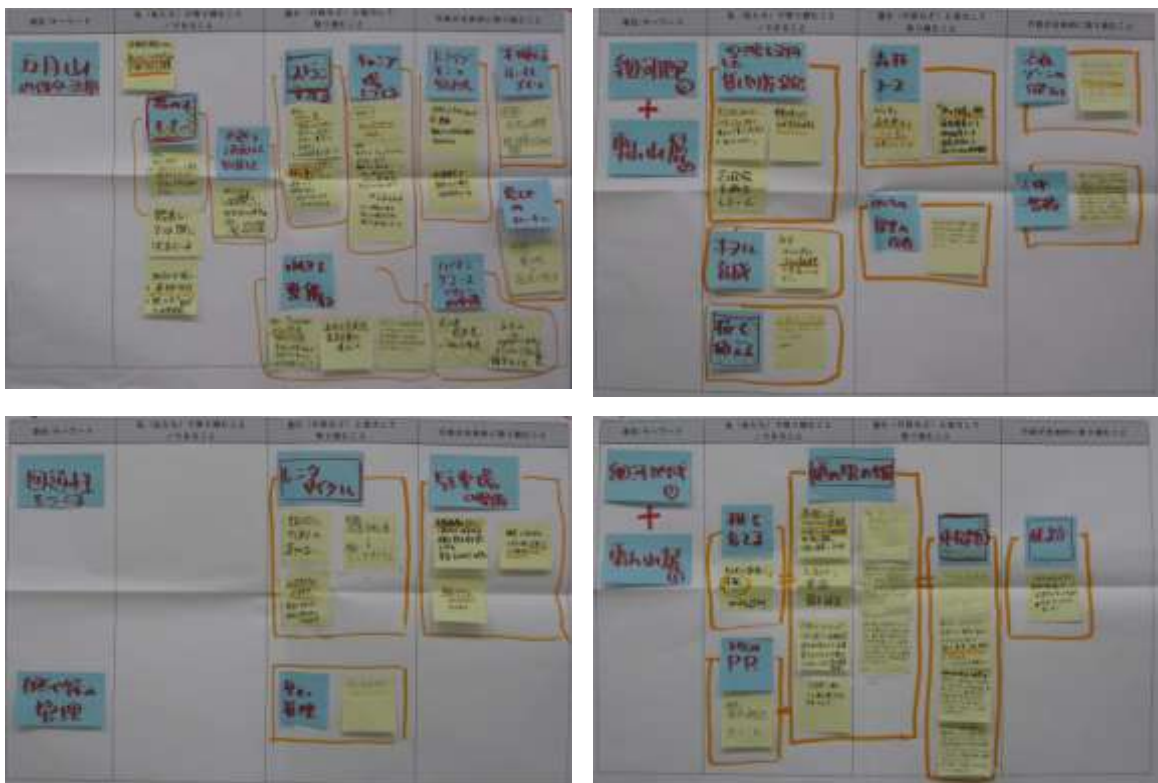
- ・自分たちで出来ること：桜の木のオーナー制度、自然と調和した別荘地など
- ・誰かと協力して取り組むこと：レストランの整備、水辺の整備、キャンプ場の整備など
- ・行政が主体的に取り組むこと：駐車場の整備、ハイキングコースの整備、緑化のルールなど

○細河地区・東山山麓の活用

- ・自分たちで出来ること：空き家を活用した貸し別荘・飲食店、桃の植樹、ホテルの育成など
- ・誰かと協力して取り組むこと：道の駅の整備、市民農園、森林コースの整備、歴史保存など
- ・行政が主体的に取り組むこと：流通ゾーンとしての整備、植木の迷路、小中一貫校など

○回遊性をつくる、自然や緑の管理

- ・誰かと協力して取り組むこと：レンタサイクルの整備、里山管理など
- ・行政が主体的に取り組むこと：駐車場の整備など



グループ1の提案内容

これらのアイデアを実現していくために、まずは「身近な事から始める」ことが重要となり、以下の取り組みを始めることを提案されました。

地域で、井戸端会議が出来る場所をつくろう！

まずは、自分達が集まり、ワイワイガヤガヤと話し合いながら豊かな自然環境を楽しむことで、来街者や観光客などが自然と集まって来てくれる

②歴史・文化・観光のネットワーク ～グループ2～

グループ2では「歴史・文化を活かした観光、活性化をどうしたらいいか」を考えました。

- ・池田にはたくさんの史跡があり、“石を投げれば史跡に当たる”と言われるくらいで、最近では観光マップも発行されているが、はたして十分活かされているだろうか。また、西国街道の街道がたくさん通っており昔から商業の中心地であったが、どこまで周知されているのか、観光で訪ねて来られる方は多いが知ってもらっているのか。
- ・石橋では大学と一緒に様々な取り組みがされている一方、池田駅北側の栄町では小林一三記念館や池田城跡公園など新たな拠点ができ、ルートが生まれている。しかし、大半の観光客はインスタントラーメン発明記念館に立ち寄って帰ってしまい、どうしたら良いのかを考えた。

そこで、グループ2では、「池田駅から北側の栄町付近」に着目し、そこでの観光をどのように強化していけばよいか、いろいろなアイデアが出ましたが、最終的には2つの方法で観光のネットワークづくりを考えようという提案となりました。

(1) 池田駅から徒歩のルートへと案内する、いわば今までの取り組みを拡充・充実させる方法

→駅に観光案内所を整備し、鉄道での来訪者にお勧めルートをしっかり案内する（現状の案内所では十分ではない）

(2) 栄町付近を新しい拠点として発展させるために整備・投資を積極的に行い、新たな観光ルートを提案する方法

→観光バスが市役所前に止まってラーメン発明記念館に行っているが、もったいないので、市役所前でPR、お土産の販売を行うようにする

→栄町に大型バスの駐車場を整備し、栄町付近でも滞留してもらうようにする

→拠点的な施設の整備を行う（例：倉敷の大原美術館）



グループ2の提案内容

③市街地のまちなみ～池田駅周辺、石橋駅周辺 ～グループ3～

グループ3では、池田駅周辺、石橋駅周辺の商店街のあるまちなみに着目して議論を行ってきました。

- ・池田市にとっての池田駅周辺と石橋駅周辺の位置づけについて意見交換をした。
- ・石橋駅は大阪方面からの市の「玄関口」であり、活気がある地域というイメージがある。
- ・一方、池田駅周辺は市の中心部であり「心臓部」といえる地域である。しかし、活気が失われ元気がない。
- ・「心臓に元気がなければ体全体に血液が送られず、どんどん弱ってくる」という意見をふまえ、「池田駅周辺（商店街）の活性化をいかに進めるか」、そして、それを「地域コミュニティの再生にもつなげるものとしよう」ということで議論を進めた。

そこでグループ3では「池田市の玄関口・石橋、池田市の心臓部・池田！池田の商店街を活気（K）やる気（K）元気（K）の3Kの街に！」を合い言葉に以下の提案がありました。

(1) 人を呼び込む仕掛けを行う

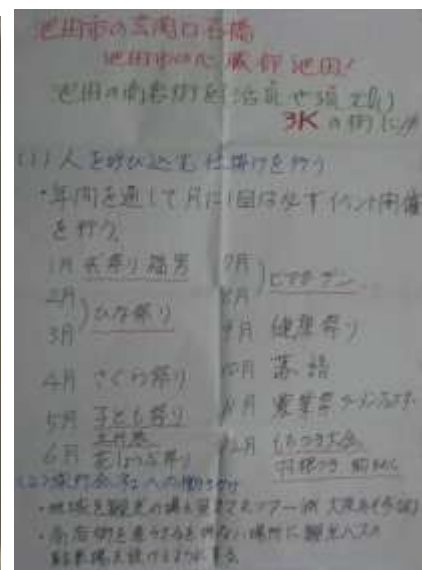
- ・年間を通して月に1回は必ずイベントを開催！

1月	戎祭り・福男	7-8月	ビアガーデン
2-3月	ひな祭り	9月	健康祭り
4月	さくら祭り	10月	落語
5月	子ども祭り・五月展	11月	農業祭り・ラーメンフェスタ
6月	花しょうぶ祭り	12月	もちつき大会・羽根つき・駒まわし

(2) 旅行会社への働きかけ

- ・地域を観光の場と見立てたツアーの企画、実施（例：大阪あそ歩など）
- ・商店街を通らざるを得ない場所に観光バス駐車場を設けるようにする
⇒このような取組みを通して、街の回遊性を高めてにぎわいを創出する

このような考え方で、商店街関係者、市民、行政が協力して取り組んでいくことで、少しずつにぎわいのある池田の商店街になっていけばと思います。



グループ3の提案内容

④良好な住宅地のまちなみ ～グループ4～

グループ4では、良好な住宅地のまちなみについて、市域を①伏尾台地域、②細河・五月山地域、③阪急沿線地域、④神田・豊島などの4つに分けて議論がなされました。そして、今後地域ごとに行うべき対策とめざす方向性についてまとめました。

(池田市北部)

①伏尾台地域

- ・少子高齢化が進み、空き家・空き地が増加している。
- ・建築協定によって緑豊かなまちなみが形成されてきたがやや形骸化している感もある。

⇒「人にやさしい自然のまち」というコンセプトで課題の改善に取り組む。

人とのつながりが希薄になった中身の無い

まちになりつつある現状を踏まえ、空きスペースを活用した「ふれあいスペースを創出する」ことにより人と自然にやさしい住宅地づくりを行う。



グループ4の提案内容

②細河・五月山地域

- ・昔から植木産業、農業が盛んで、都市近郊にも関わらず豊かな緑あふれる田園風景が広がっている。
 - ・一方、少子高齢化に伴い住宅地としては人口減少がみられ、管理する人も減っている。
- ⇒「すぐそこにある田園都市」というコンセプトで課題の改善に取り組む。
- 道の駅など集客施設の整備にあわせた植木産業の復興をめざし、農業パークとして地域のにぎわいを取り戻す。

(池田市南部)

③阪急沿線地域

- ・マンションの増加、派手な看板により景観が阻害。
- ・利便性を求めて郊外からの移転者も増えている。

⇒「五月山をのぞむコンビニエンスタウン」というコンセプトで課題の改善に取り組む。

五月山を望む景観を守るためマンションの高さ規制などを行いながら、郊外からの移転者を受け入れる体制を整える。(周辺商店街との連携も進めながら、住んで楽しいまちづくり)



グループ4の提案内容

④神田・豊島など

- ・住宅が密集しており、防災面や景観面で課題がある。

⇒「まちにすっきり空間 芝生の緑」というコンセプトで課題の改善に取り組む。

(たとえば、無電柱化の推進により空の景観をすっきりとする、小さい公園の芝生化(緑化)により視覚的なすっきり感を生むなど)

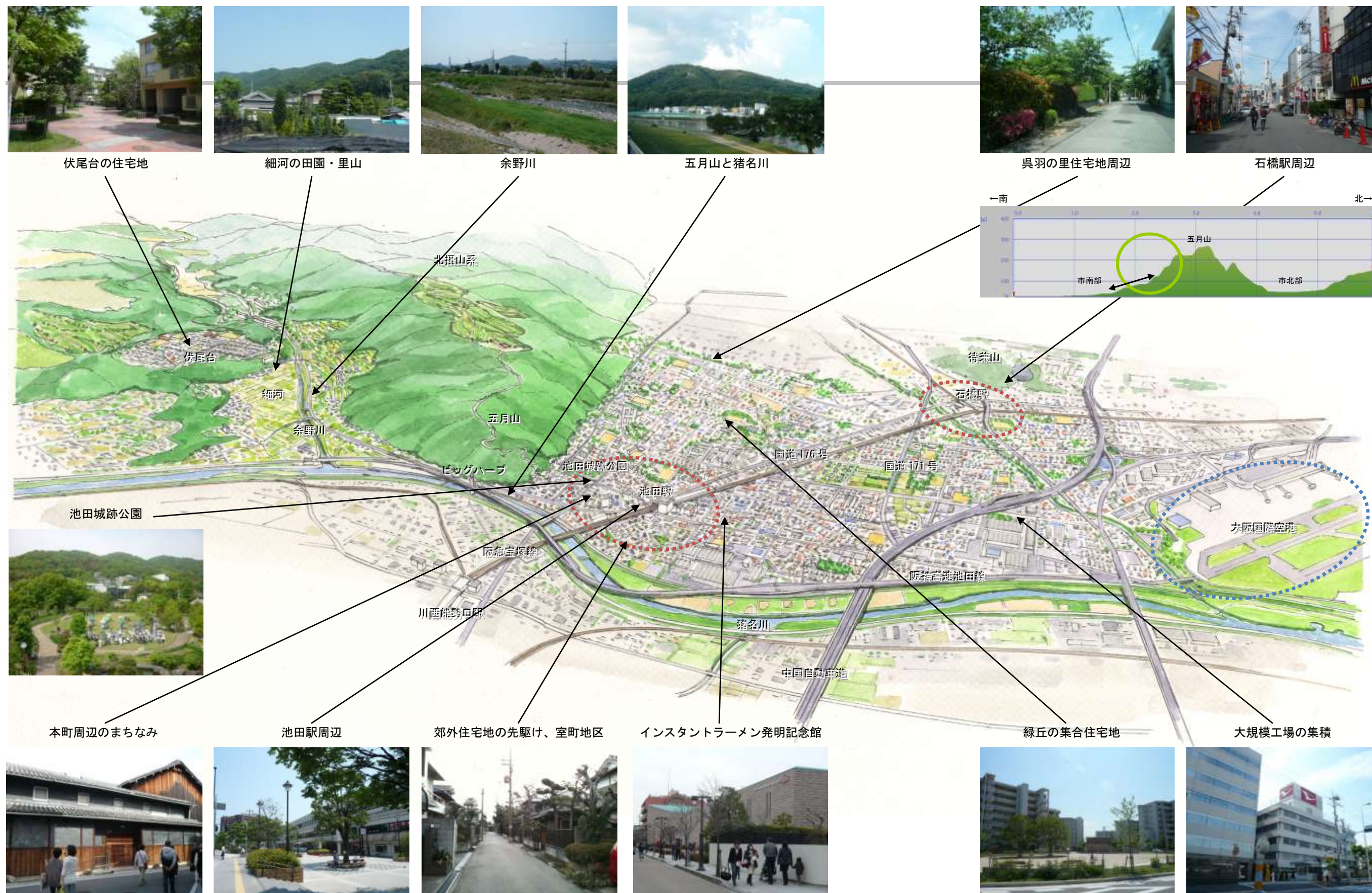


図 1-15 池田市のまちのかたち

4 池田市がこれからめざすべきまちづくりのキーワード

上位・関連計画の位置づけ、市民アンケート調査結果、さらに市民ワークショップの意見交換・提案の中で出された意見をもとにしながら、池田市がこれからめざしていくべきまちづくりのキーワードについて整理しました。

（１）便利で、快適に暮らせるコンパクトな都市づくり

本市は、大阪都市圏に近接する高い利便性を有しているだけでなく、身近な暮らしにおいても便利で快適な住環境を享受できるまちとして高い評価を得ています。

また、市街地・土地利用がコンパクトな形でまとまっていることから、特に駅周辺に商業・業務機能が集積し、徒歩や自転車、公共交通（バスなど）での利用もしやすく、多数の市民が利用しています。

今後は人口減少社会の本格的な到来が予測されており、ライフスタイルなどが大きく変化することが予想されますが、そのような中でも、引き続き本市が便利で快適なまちであるように取り組んでいくことは言うまでもありません。

さらに、高齢化も進む上で、歩いて暮らせる範囲で生活に必要な機能が充足し、引き続き安心して暮らしていけるような都市づくりが望まれます。

（２）保全・修復型の都市づくり（開発型の都市づくりからの転換）

これまで、本市では、主に道路・鉄道の整備や住宅団地の造成、市街地再開発事業の展開など、都市の基盤整備を中心に進めてきました。これらが現在の都市の骨格を形づくっています。

今後は、都市基盤としても一定の充足が見られる中で、ハードを重視した開発型の都市づくりから、自然環境の保全や良好なまちなみの継承、密集市街地の更新など、今ある市街地を前提として身近な環境の質的な向上・改善をめざす保全・修復型の都市づくりへと転換していくことが望まれます。

（３）他にはないまちの資源（自然、歴史・文化、まちなみ）をいかした都市づくり

本市には、五月山・猪名川といった自然や、城下町や郊外住宅地として発展した歴史・文化、さらには美しいまちなみなど、多様な資源が多くあることが、ワークショップを通じて再確認できました。

それに対して、本市のこれまでの都市づくりの施策はスタンダードな全国標準型の都

市づくりであったとも言えますが、一方で個性あるまちとして積極的にアピールできる都市づくりができたかどうか、という面では弱かったと考えられます。

今後は、ハードからソフトへと都市づくりの流れが移行していく中で、このようなまちの資源を中心市街地の活性化や観光、市外の来訪者との交流、さらに地域相互の交流などにも活かして行くことが望まれます。

また、このような取り組みを通じ、市民が多様な選択肢を享受でき、まちの暮らしを楽しむことができる新しいライフスタイルを志向していくことも望まれます。

（４）環境問題に対応した都市づくり

本市では、平成 23 年 3 月に官民が一体となって地球温暖化防止に取り組むための計画として、新環境基本計画を策定しました。「環境にやさしいまち池田」の実現に向けて「環境にやさしい循環型都市をめざそう」「豊かな自然を守り、育てよう」「人にやさしいまちづくりを進めよう」など、都市づくりと関連した取り組みも位置づけがなされています。

本市でも環境問題に対する市民の意識は高まりを見せており、省資源・省エネルギー・リサイクルといった個別の対策を進めているところですが、さらに積極的に環境施策を進めていく上では、都市構造・土地利用など、都市づくりにも踏み込んだ面的な対策が求められています。

また、五月山・猪名川に代表される良好な自然環境にも恵まれており、市民も高く評価していることから、これらを活用しながら環境を意識した都市づくりを積極的に進めていくことで、本市の新たなブランドとして発展する可能性も秘めています。

（５）災害に備えた安全な都市づくり

市民アンケート調査結果でも多く挙げられたように、東日本大震災の発生などをきっかけに市民生活の安全・安心をいかに確保していくのか、という視点が都市づくりの非常に重要なテーマになったことから、災害に備えた安全な都市づくりという視点も欠かすことはできません。

本市でも地域防災計画の策定や防災基盤施設の整備などを順次進めてきましたが、この東日本大震災を受けて計画の全面的な見直しを行っています。こうした動きと協調しつつ、災害に備えた安全な都市づくりをめざしていく必要があります。

（６）真に必要なものを作りつつ、適切な維持・管理（ストックマネジメント）を行う都市づくり

上位計画である大阪府の「北部大阪都市計画区域マスタープラン」においても、都市施設の整備及び市街地開発事業の方針において「真に必要な施設を整備する」旨が示されています。

本市においても同様に、都市基盤については、整備計画の必要性や効果、地域の事情、財政的な制約、全市のバランスを考慮しながら、真に必要なものを作りつつ、今後老朽化が進んでいく施設の適切な維持・管理を行っていく都市づくりへとシフトしていく必要があります。

（７）地域の実情に応じた、地域・住民が主体となった都市づくり

市民アンケート調査結果でもわかるとおり、地域によって抱える問題点は異なっています。こうした状況に即した形で、本市では「自分たちのまちは自分たちでつくろう」を合い言葉に、身近な小学校区単位でまちづくりを進める「地域分権」の取り組みが進められています。

これからは、「地域分権」の取り組みともあわせて、より地域に近い住民が主体となって、地域の特性に応じて自分たちのまちの空間のあり方を考える都市づくりへと展開していくことが望まれます。

しかしその一方で、市民の地域活動への参加度はまだまだ十分とはいえない状況も浮き彫りとなりました。いかに地域への関心を高め、まちづくりの参加への道を拓いていくのか、が課題となっています。

第2章 都市づくりの力点

これまで見てきた池田市の都市の概況と歩み、そして第6次総合計画での位置づけを踏まえた上で、アンケート調査結果やワークショップから得られた市民の都市づくりへの意識、さらにそれらから導かれた池田市がこれからめざしていくべきまちづくりのキーワードをもとにして、本市における都市づくりの力点を設定しました。

【都市づくりの力点の構成】

都市づくりの力点は以下の2点を踏まえて構成します。

- ①上位・関連計画を整理の上、市民アンケート調査の結果や、まちづくり学校・ワークショップ編で出された意見なども参考にした、本市における現状の認識（現状と課題）。
- ②都市づくりの力点に即してどのようなまちづくりを進めていくのかという方向性と、何をしていくのかという方針を示し、さらに具体化するための取り組み（施策）と実施体制。

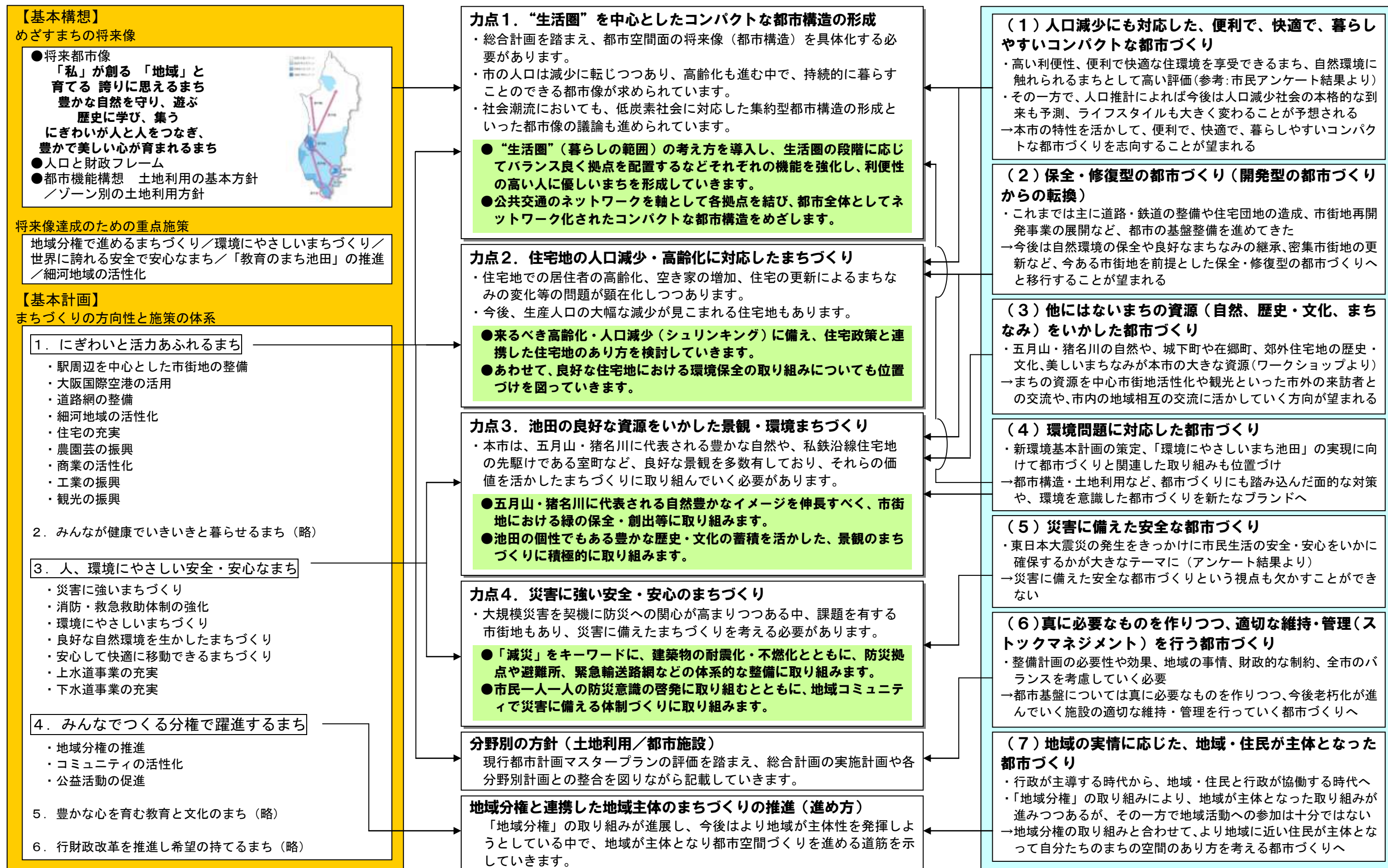


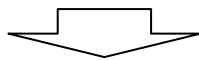
図2-1 都市づくりの力点の抽出

力点1 “生活圏”を中心としたコンパクトな都市構造の形成

上位計画である「第6次総合計画」を踏まえて、都市空間面の将来像、とりわけ都市の形・姿である「都市構造」を具体化する必要があります。

また、本市の人口は今後減少することが予想され、少子高齢化も進みつつある中で、将来にわたって持続的に暮らすことができる都市の姿が求められています。

あわせて、全国的にも少子高齢化や低炭素社会にも対応したコンパクトな都市構造といった都市像の議論が進められているところです。



そこで、“生活圏”（暮らしの範囲）の考え方を導入したコンパクトな都市構造の形成を力点1として設定します。

（1）現状の認識

①五月山・猪名川・余野川を骨格として、都市的土地利用と田園的土地利用が共存

本市は、シンボルとなっている緑豊かな五月山をはじめ、猪名川・余野川などの自然を骨格として市域南部の都市的土地利用と市域北部の田園的土地利用が共存しています。

緑・川の軸によって形づくられた、都市と田園が共存した都市構造は本市の大きな特徴であり、これを最大限活かした形で都市空間像を構築することが重要です。

【参考：市民アンケート結果より】

- ・市北部の土地利用について「現在の環境を保ちながら地域に必要な市街化を進める」「自然環境や営農環境を維持するため、市街化を抑制する」が多く挙げられました。
- ・市南部の土地利用について「現在の土地利用を基本とし、必要に応じて制限を強化する」「駅周辺に商業・業務施設の集積を進める」が多く挙げられました。



図 2-2 市北部の土地利用について

（回答数=1,488、単数回答）

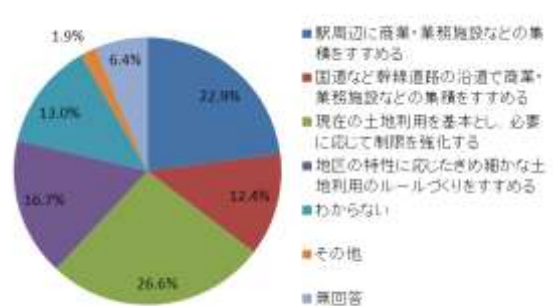


図 2-3 市南部の土地利用について

（回答数=1,488、単数回答）

②公共交通網が充実

本市は池田駅、石橋駅の2つの鉄道駅を起点とした道路網が形成され、バス路線が整備されています。駅勢圏・バス停勢圏を見ると、市域の大半をカバーしており、充実した交通基盤を形成していると言えます。

一方で、駅から離れた住宅地では生産人口の減少・高齢化が顕在化しつつあり、今後さらなる進展が予測されていることから、歩いて暮らせる範囲を基本として必要な生活機能を配置し、それらを公共交通でネットワークさせる方策が必要となっています。

③鉄道駅周辺の集積は充足

本市は、鉄道駅周辺の駅勢圏にコンパクトに公共公益施設・医療施設等が集積しています。

既に鉄道駅周辺では都市核としての集積がみられていることから、今後は新たに施設を整備していく方向ではなく、鉄道駅周辺の特性をいかしてその機能をより強化していく方策が必要となっています。

④鉄道駅から離れたところで生活機能が不十分な地区も

市域の北部（細河・伏尾台）、東部（渋谷・畑）、南部（神田）など、鉄道駅から一定の距離がある地域では、生活に必要な機能の配置が十分でないところも見受けられます。市民アンケートにおいても、特に細河中学校区で買い物の不便さなどの課題が多く挙げられています。

全市の中心的な機能や広域的な機能を担う都市核だけではなく、日常の生活を支える拠点をバランス良く設定し、必要な機能を充実させる方策が求められています。



図 2-4 駅勢圏・バス停勢圏と施設等の集積状況※

※駅勢圏・バス停勢圏の考え方

- ・鉄道駅の駅勢圏（徒歩によるアクセス圏）は、鉄道駅まで歩く人の歩行時間は大半が 10 分以内と考え、歩行速度を平均 80m/分として 800m としました。
- ・バス停のバス停勢圏は、バス停まで歩く人の歩行時間は大半が 5 分以内と考え、歩行速度を平均 60m/分（利用者は高齢者が多いことを考慮）として 300m としました。

⑤総合計画の具体化が必要

「第6次総合計画」のゾーン別土地利用方針において、各ゾーンの土地利用の考え方が示されており、これを踏まえた具体化を検討していく必要があります。

とりわけ「自然ふれあいゾーン」のうち細河地域については、「乱開発の防止を図り、植木園芸産業の振興に努めつつ、地元住民との合意形成を図りながら、地域の活性化策を踏まえ、地区計画などを活用した土地利用の検討を進めます」と位置づけがなされているほか、重点施策でも「細河地域の活性化」が挙げられており、具体的な検討が求められています。

(2) 基本的な考え方

○“生活圏”(暮らしの範囲)の考え方を導入し、生活圏の段階に応じてバランス良く拠点を配置するなどそれぞれの機能を強化し、利便性の高い人に優しいまちを形成していきます。

○公共交通のネットワークを軸として各拠点を結び、都市全体としてネットワークされたコンパクトな都市構造をめざします。

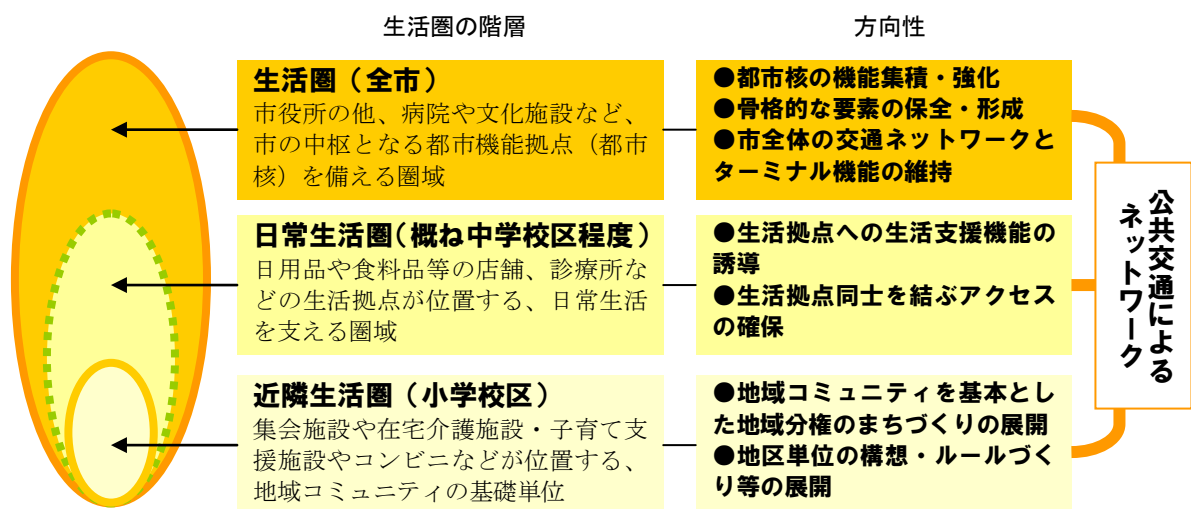


図2-5 生活圏の考え方

(3) 都市づくりの方針

生活圏、日常生活圏、近隣生活圏の各レベルに応じた都市づくりの方針を設定します。

（３－１）生活圏（全市）レベル

①市街地の拡大の抑制と骨格を形成する自然環境の保全

- ・現在の区域区分を基本として、市街地の拡大を抑制するとともに、北部の田園環境を保全します。
- ・本市の骨格を形成する北摂山系（五月山）・猪名川・余野川等の自然環境を保全します。

<具体的な取り組み>

- 区域区分による市街地の抑制と田園環境の保全
- 近郊緑地保全区域、風致地区、五月山景観保全条例の景観保全地区などによる北摂山系の緑の保全
- 国管理の猪名川、府管理の余野川、その他市管理河川の自然環境の保全



五月山と猪名川



北部の田園環境

②都市核の特性を活かした機能の集積・強化

- ・第６次総合計画で位置づけられた本市の都市核である池田駅周辺、石橋駅周辺、大阪国際空港において、それぞれの拠点の特性を活かした機能の集積・強化を進めます。

ア 池田駅周辺（都市核）

- ・池田市らしさを表す歴史や文化に触れられる回遊性の高い交流とにぎわいの都市核の形成をめざします。
 - － 城下町や私鉄沿線住宅地としての歴史・文化や、逸翁美術館や池田文庫、小林一三記念館、落語みゅーじあむ、インスタントラーメン発明記念館などが集積する地域資源を活かして、歴史・文化を感じられる特徴あるまちなみの整備・誘導を進めます。
 - － 特に池田駅北側のエリアに地域資源が多数集積していることから、現在進められている中心市街地活性化や観光の取り組みと連携して、池田駅から歩いて回遊で

きる観光・歩行者ルートの整備、バリアフリー化を進めます。

- 駅周辺に様々な公共公益施設、生活利便施設がコンパクトに集積している特性を活かして、多様な都市機能や生活利便性を享受できる「まちなか居住」を促すため、駅周辺における適正な高度利用を進めます。



池田駅前



池田城跡公園

イ 石橋駅周辺（都市核）

- ・昔ながらの商店街の雰囲気や大阪大学の立地を活かした、池田市の玄関口として住民や学生が多数行き交う交流とにぎわいの都市核の形成をめざします。
- 石橋駅周辺の商業機能を維持・充実するとともに、能勢街道沿いの趣ある商店街のまちなみを維持・継承します。
- 一方で、石橋駅周辺は建物が密集し道路の幅員も狭く防災上の課題を抱えていることから、個別建て替えの誘導や狭あい道路の解消などによる防災力強化の検討をします。
- 石橋駅周辺を中心とした歩道のバリアフリー化や、駅とバスの乗降場の間の歩行者通行の円滑化に向けた放置自転車対策や周辺の駐輪場への誘導などにより、駅へのアクセス性の向上に取り組みます。



石橋駅前



サンロード石橋

ウ 大阪国際空港（都市核）

- ・広域的な交通の要衝としての利点をいかし、運輸・流通や空港関連施設などの施設の集積と基盤整備を図り、産業が飛躍、発展する都市核の形成をめざします。
- － 国・大阪府・伊丹市や豊中市などの周辺自治体と連携し空港関連施設の誘致や周辺地域の整備などに取り組みます。
- － 空港官舎の跡地など、施設の移転などに伴う土地が発生した場合には、空港関連施設など地域に相応しい適切な機能が導入されるよう、地区計画などの導入を検討します。
- － 空港周辺での住工あるいは住商が混在している地域において、用途地域や地区計画を用いた適切な土地利用の誘導により、生活環境の確保に努めます。

<具体的な取り組み>

- 用途地域、高度地区による誘導
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- まちなか居住の PR・プロモーション

③市全体の交通ネットワークとターミナル機能の維持

- ・バスを中心とした公共交通による市域全体の交通ネットワークと、周辺から本市へアクセスする広域の交通を担う池田・石橋・空港都市核のターミナル機能を維持していきます。
- ・池田市交通バリアフリー基本構想の改訂を行うとともに、重点整備地区に位置づけられている池田駅周辺、石橋駅周辺においては引き続きバリアフリー化を進めます。

<具体的な取り組み>

- 鉄道・バスを中心とした公共交通ネットワークの維持
- 池田市交通バリアフリー基本構想の改訂の検討
- 重点整備地区におけるバリアフリー化整備の検討と、道路管理者・交通事業者への働きかけ

（３－２）日常生活圏（概ね中学校区程度）レベル

①生活拠点への生活支援機能の誘導

- ・日用品や食料品等の店舗、診療所などの生活拠点が位置する、日常生活を支える圏域として、概ね中学校区の範囲を基本とし、校区の特性に応じた生活機能や交通結節機能が集積した生活拠点を設定し、機能の誘導を進めます。
- ・機能の誘導にあたっては、必要に応じて地区計画などの手法を活用するとともに、地域コミュニティ推進協議会が主体となった取り組み（例：空き店舗・施設の活用

など）の支援を行います。

ア 木部生活交流拠点

- ・木部生活交流拠点においては、国道 423 号・173 号、阪神高速道路が交わる広域交通の結節点としての特性や、隣接の市街化区域と連たんした特性を生かし、細河地域の生活を支え、利便性を確保する拠点として、周辺の田園環境・景観や緑化や太陽光発電の導入など環境にも配慮し、さらには災害発生時の避難といった防災面での対応などをも備えた、適正な商業・業務・交流施設等の誘導を進めます。
- ・具体の誘導に際しては、市街化調整区域であることから、大阪府の市街化調整区域地区計画ガイドラインの考え方に基づいた上で、地区計画の活用を検討します。

イ 伏尾台生活サービス拠点

- ・伏尾台地域の住宅地の生活を支え、利便性を確保する拠点として、日常の商業・サービス機能等の確保と、暮らしの魅力を高める商店や、高齢人口の増加に備えたサポート機能等の充実を進めます。

ウ 呉羽の里生活サービス拠点

- ・周辺の住宅地の生活を支える拠点として、日常の商業・サービス機能等を確保するとともに、暮らしの魅力を高める商店等の機能を維持します。また、高齢人口の増加に備えたサポート機能等の充実も進めます。

<具体的な取り組み>

- 地区計画などの活用
- 生活拠点近傍における歩道等の改修、バリアフリー化の促進（交通安全対策）
- 地域コミュニティ推進協議会による取り組みへの支援



伏尾台近隣センター



呉羽の里（中央線沿道）

②生活拠点を結ぶ交通ネットワークの維持

- ・都市核と生活拠点、あるいは生活拠点同士を結ぶ、バスなどの公共交通を軸とした

交通ネットワークを維持し、拠点周辺の地域の利便性を確保します。

- ・生活拠点近傍については、歩道の改修、バリアフリー化などを検討し、拠点へのアクセスの向上を進めます。
- ・現在、導入を進めているモビリティ・マネジメント※を継続し、効果等を検証しながら多様な交通手段の確保と利用増進を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 鉄道・バスを中心とした生活拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの維持
- レンタサイクル、カーシェアリング、自転車の利用促進や交通事業者間の連携

※モビリティ・マネジメント

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に転換することを促す取り組み。

（３－３）近隣生活圏（小学校区）レベル

①地域コミュニティを基本とした地域分権のまちづくり

- ・小学校区は、集会施設や在宅介護施設・子育て支援施設やコンビニなどが位置する地域コミュニティの基礎単位であり、現在、地域コミュニティ推進協議会による地域課題の解決に取り組んでいることから、引き続きこの地域分権の取り組みを進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 地域分権による取り組みの推進

②地区単位でのルールづくり

- ・単位自治会や団地内などで地区の環境を地区住民自らが守り育てるための取り組み（例えば自主的なルールづくりなど）を支援します。具体的には都市計画や身近なまちのルールづくりに関連した市民向けの研修の機会づくり（出前講座の開催等）を進めるとともに、地域の申し出に応じてまちづくりの専門家の派遣といった支援制度を検討します。
- ・地域住民によって住環境の保全などに関するルールが定められ、合意形成が図られた場合は、そのルールを担保する手法として地区計画などの制度を活用します。

＜具体的な取り組み＞

- 出前講座やまちづくり学校の開催
- 住民主体のまちづくりへの支援（魅力あるまちづくり助成事業）
- 地区計画などの活用

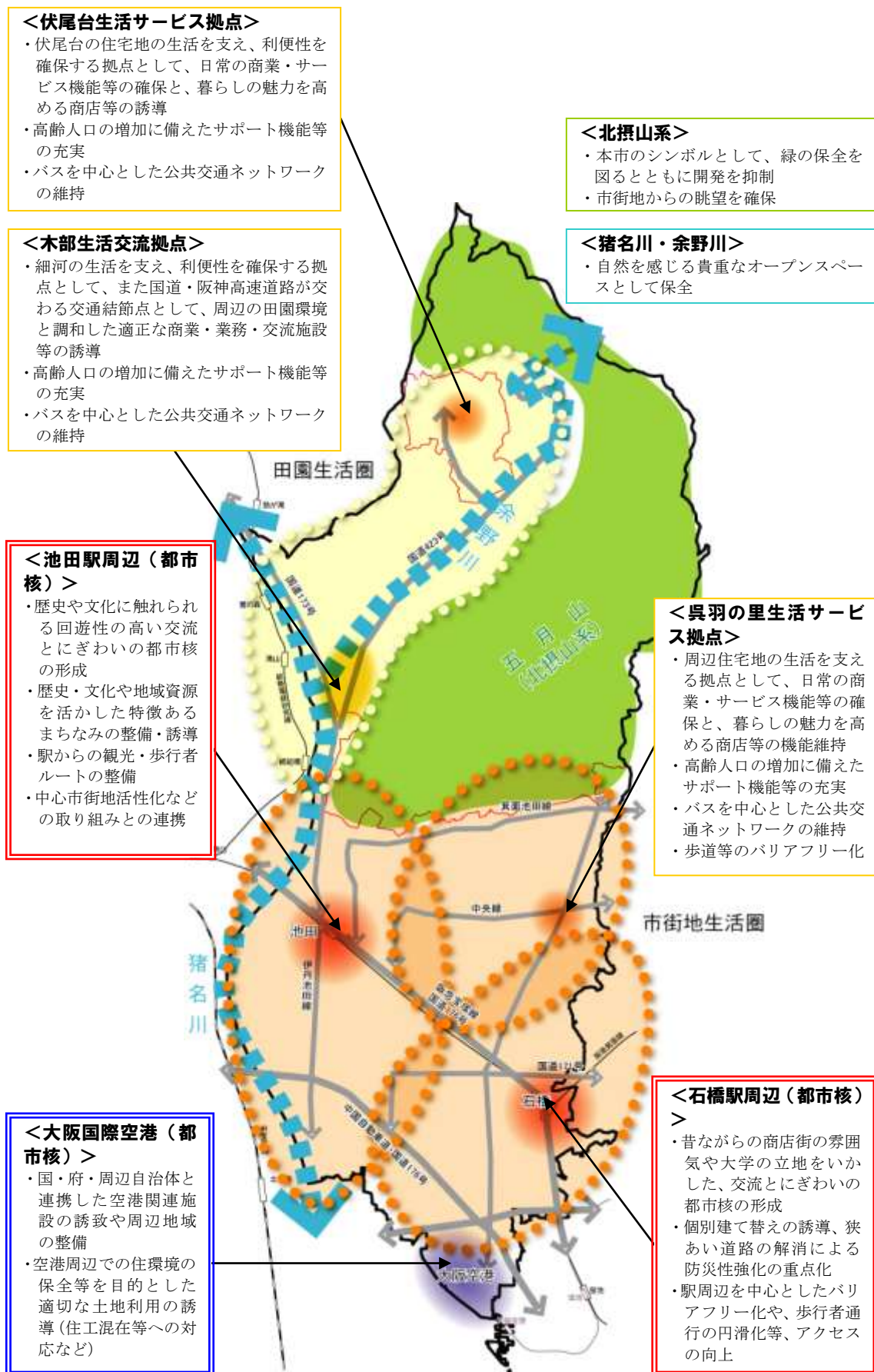
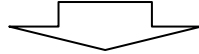


図 2-6 生活圏と都市核・生活拠点の設定

力点2 住宅地の人口減少・高齢化に対応したまちづくり

本市の市街地の大半は住宅地が占めていますが、居住者の高齢化、空き家の増加、住宅の更新によるまちなみの変化等の問題が顕在化しつつあります。

また、人口推計により 15～64 歳の生産年齢人口の大幅な減少が見こまれる住宅地もあります。



そこで、これから予測される高齢化・人口減少による都市の縮小（シュリンクング）に備えた住宅地のあり方を力点2として設定します。

（1）現状の認識

①鉄道駅から離れた住宅地で著しい人口減少・空き家の増加が予測

今後、全国的にも人口減少の局面に差し掛かりますが、本市の人口も減少することが予想されます。

近年、鉄道駅の乗降客数も減少傾向にあります。これは少子高齢化に伴い鉄道を主に利用する 15～64 歳の生産年齢人口の数が減っていることに起因すると考えられます。

また、将来人口推計によると、平成 35 年には本市の人口は 10 万人を割り込み、中には 15～64 歳の生産年齢人口の著しい減少・65 歳以上の高齢者の増加が予測されている住宅地も見られます。こうした住宅地では空き家・空き地の増加が懸念されます。

このため、人口減少に対応した住宅地のあり方を、住宅施策とも連携して検討する必要があります。



図 2-7 町丁目別高齢化率
(平成 22 年 3 月住民基本台帳人口)

【参考：市民アンケート結果より】

- ・身近な住環境の問題についてうかがったところ（複数回答）、住宅地の人口減少・高齢化に対応した問題として「一人暮らしの高齢者が増え、まちの活力が弱まっている」（29.8%）「買い物できる施設が少

なく、不便である」(26.8%)といった、高齢化による暮らしへの不安も挙げられました。

②老朽化した住宅の更新が到来

建物の建築年代(年齢)をみると、昭和50年までに建てられた建物の割合が全体の4割超、木造が全体の4割弱を占めており、今後、順次更新や建て替えが進むと考えられます。

市街地の住宅が順次更新時期を迎え、まちなみが大きく変化する可能性もあり、適切な誘導方策が必要です。

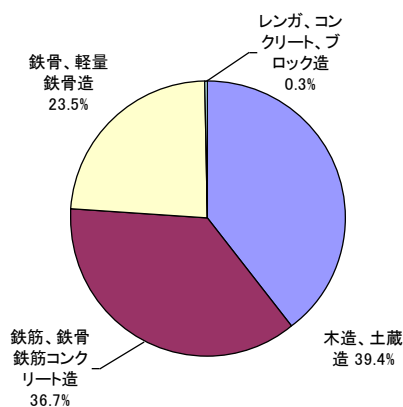


図 2-8 建物の構造

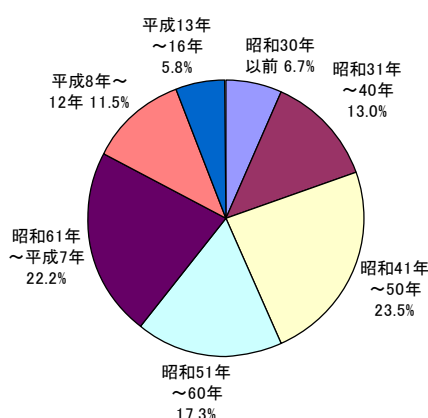


図 2-9 建物の年齢

(出典：平成17年度都市計画基礎調査)

③地区単位での住環境保全の取り組みは道半ば

本市には、私鉄沿線の郊外住宅地の先駆けである室町地区に代表される、良好なまちなみ・住環境を有する戸建て住宅地が多数ありますが、古い住宅の建て替えによるまちなみの変化も見られます。

既存の住環境を保全する取り組みとして、伏尾台地区、上渋谷地区における建築協定の締結、室町地区における「安全・環境保全についての申し合わせ」などがありますが、良好な住環境を保全するための取り組みは十分であるとはいえません。

その一方で、呉羽の里地区における「桜憲章」の制定など、地区単位で住民の発意により住環境を保全する取り組みも見られるなど、まちなみの変化に対応した住環境保全への関心も少しずつ高まっていると考えられます。

よりよい住宅地の環境づくりに向け、地区単位での住環境保全に向けたルールづくり等の取り組みを後押ししていく必要があります。



室町の住宅地



伏尾台の住宅地

(2) 基本的な考え方

○来るべき高齢化・人口減少に備え、住宅政策とも連携しながら、歩いて暮らせる範囲を基本とした身近な生活拠点の持続可能な住宅地のあり方を検討していきます。

○あわせて、良好な住宅地における環境保全の取り組みについても位置づけを図っていきます。

(3) 都市づくりの方針

①生活拠点への生活支援機能の誘導

- ・日用品や食料品等の店舗、診療所などの生活拠点が位置する、日常生活を支える圏域として、概ね中学校区の範囲を基本とし、校区の特性に応じた生活機能や交通結節機能が集積した生活拠点を設定し、機能の誘導を進めます。
- ・機能の誘導にあたっては、必要に応じて地区計画などの手法を活用するとともに、地域コミュニティ推進協議会が主体となった取り組み（例：空き店舗・施設の活用など）の支援を行います。

<具体的な取り組み>

- 地区計画などの活用
- 地域コミュニティ推進協議会による取り組みへの支援

②生活拠点を結ぶ交通ネットワークの維持

- ・都市核と生活拠点、あるいは生活拠点同士を結ぶ、バスなどの公共交通を軸とした交通ネットワークを維持し、拠点周辺の地域の利便性を確保します。
- ・生活拠点近傍については、歩道の改修、バリアフリー化などを検討し、拠点へのアクセスの向上を進めます。

- ・現在、導入を進めているモビリティ・マネジメントを継続し、効果等を検証しながら多様な交通手段の確保と利用増進を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 鉄道・バスを中心とした生活拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの維持
- 生活拠点近傍における歩道改修、バリアフリー化の検討
- レンタサイクル、カーシェアリング、自転車の利用促進や交通事業者間の連携

③地区単位でのルールづくり

- ・単位自治会や団地内などで地区の環境を地区住民自らが守り育てるための取り組み（例えば自主的なルールづくりなど）を支援します。具体的には都市計画や身近なまちのルールづくりに関連した市民向けの研修の機会づくり（出前講座の開催等）を進めるとともに、地域の申し出に応じてまちづくりの専門家の派遣といった支援制度を検討します。
- ・地域住民によって住環境の保全などに関するルールが定められ、合意形成が図られた場合は、そのルールを担保する手法として地区計画などの制度を活用します。

＜具体的な取り組み＞

- 出前講座やまちづくり学校の開催
- 住民主体のまちづくりへの支援（魅力あるまちづくり助成事業）
- 地区計画などの活用

④住宅地の環境保全に向けた予防的措置の検討

- ・今後 10 年間の間に住宅地の建て替え・更新が発生することをあらかじめ想定し、住環境が大きく損なわれることのないような保全の手だて（予防的措置や対応方策）を検討します。
- ・現在、指定されている高度地区の指定効果や課題を検証の上、必要に応じて高度地区の指定見直しを検討します。
- ・大規模な面的整備・土地利用転換が発生する可能性がある地区においては、地域の環境の保全や良好な開発の誘導を図るために、事前に地区計画などの導入を検討します。
- ・住宅施策と連携しながら、今後、増加が見こまれる空き地・空き家などに対する対応方策（適正管理・活用促進）を検討します。

＜具体的な取り組み＞

- 高度地区の指定効果・課題の検証と必要に応じた指定見直しの検討

- 大規模な面的整備・土地利用転換に備えた地区計画などの導入の検討
- 空き地・空き家に対する対応方策の検討（所有者や市民、事業者、行政などの役割等を明確化したルールづくり、まちづくり資源としての利活用など）

⑤住宅ストックのマネジメントの推進

- ・住宅マスタープランに位置づけられた住宅施策と連携を採りながら、多様な住宅ニーズに対応した住宅ストックのマネジメントを進めます。

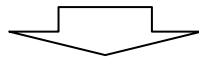
＜具体的な取り組み＞

- 良質な住宅ストックの適切な維持管理の促進
- 中古住宅流通やリフォーム、リノベーションの促進
- 若年層（子育て層など）の定住に対する支援や住宅供給の推進
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- 市営住宅の再編の促進と民間賃貸住宅によるセーフティネットの構築
- 住生活情報の発信や住宅に関する総合的な相談窓口・相談体制の整備
- エリアマネジメントの推進（地域コミュニティ推進協議会等との連携による住環境改善活動の促進）
- 住宅マスタープランの重点プロジェクトの推進
 - ・伏尾台における住環境マネジメントプロジェクト
 - ・市営住宅の再編による多世代居住の促進プロジェクト
 - ・市民の住まいづくりを支援する情報・相談プロジェクト

力点3 池田の良好な資源をいかした景観・環境まちづくり

本市は、五月山・猪名川に代表される豊かな自然や、私鉄沿線住宅地の先駆けである室町など、良好な景観を多数有しており、それらの価値を活かしたまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、深刻化する地球環境・エネルギー問題に対して、環境への負荷が少ない低炭素都市づくりを進めていくことが重要となってきました。平成23年3月に策定した新環境基本計画の中でも「エネルギー効率の良いまちづくり」が挙げられており、その具体化が求められます。



池田の有する良好な資源をいかした景観・環境まちづくりを力点3として設定します。

(1) 現状の認識

①五月山の緑は大きな財産

本市の中心部に位置する五月山の緑は、本市の大半の場所から望める本市のシンボルとなっており、これまでに五月山景観保全条例による保全に努めてきました。また、アドプトフォレストによる企業・市民団体による山林保全の取り組みも進められてきました。

それらの取り組みによって、現在も緑豊かな眺望を享受できる一方で、散発的な墓地の開発などが進行していたり、山林の管理が十分に行き届かず荒廃化が進んでいたりとといった問題が生じています。

そこで、五月山の緑の保全を引き続き進めるとともに、緑のイメージを活かしたまちづくりを市街地にも展開する必要があります。

【参考：市民アンケート結果より】

- ・「豊かな緑を活かしたまちづくり」で特に重視すべき取り組みとして、「北摂山系の山なみの緑を守り、開発などを抑制する」(64.0%)、「市内の公園や街路樹など、公共の緑の適切な維持管理を進める」(42.0%)が挙げられました。



図2-10 豊かな緑を活かしたまちづくりで特に重視すべきこと（回答数=1,488、2つまでの複数回答）

【市民ワークショップ結果より】

- ・「自然環境の保全・活用～五月山・細河地区」グループからは、①五月山の保全・活用、②細河地区・東山麓の活用、③回遊性を創る自然や緑の管理、の3つに即した取り組みが挙げられ、豊かな自然を上手く活用して、多くの人を呼び込み、資金などを循環させながら保全・活用を行うことが提案されました。

②室町など良好な私鉄沿線住宅地のまちなみが変化

本市には、私鉄沿線住宅地の先駆けである室町住宅地など、良好なまちなみを有する戸建て住宅地が多数位置していますが、住宅地が形成されてから相当年数が経過していることから古い住宅も多く、更新が進んでまちなみも変化しつつあります。

こうした良好な住宅地のまちなみも本市の特徴であり、市全体で価値のあるまちなみとして積極的に景観の保全・形成等を考えていく必要があります。

【市民ワークショップ結果より】

- ・「良好な住宅地のまちなみ」グループでは、本市の市街地を4つに区分し、それぞれの特徴に応じた市街地像と問題解決策が提案されました。

伏尾台地域：人に優しい自然のまち / 細河地域：すぐそこにある田園都市

阪急沿線地域：五月山をのぞむコンビニエンスタウン / 南部地域：まちにすっきり空間、芝生の緑

③歴史・文化資源が点在

本市には、主池田駅周辺を中心に逸翁美術館・池田文庫・小林一三記念館や落語みゅーじあむ、呉服座、インスタントラーメン発明記念館に代表される、歴史・文化資源が多数位置しています。

これまで、本市ではまちづくり交付金事業を活用した栄本町でのまちなみ整備、まちなみ保存整備事業による修景に取り組んできました。

あわせて、中心市街地活性化策として池田ブランド構築事業（落語ブランド）「おたな KAIWAI」や、関西学院大学・関西大学・大阪大学と商店街との連携事業（学生ブランド）などを推進しています。

このように、本市には他にはない資源が十分にあるものの、線・面としての広がり的一面では課題であり、資源が集積する地区において、それらを活かした線・面としてのまちづくりを重点的に考えていく必要があります。



小林一三記念館



落語みゅーじあむとほんまち通り

【市民ワークショップ結果より】

- ・「歴史・文化・観光のネットワークづくり」グループからは、「池田駅から北側の栄町付近」に着目、①池田駅から徒歩のルートへと案内する、いわば今までの取り組みを拡充・充実させる方法と、②栄町付近を新しい拠点として発展させるために整備・投資を積極的に行い、新たな観光ルートを提案する方法が提案されました。

④地球環境問題に対する都市づくりでの具体化が必要

本市では、これまで環境に配慮したまちづくりを多面的に進め、省エネルギーの取り組みや市民・事業者の環境意識の向上などの成果を得ることができました。平成 23 年 3 月に新環境基本計画を策定し、環境の取り組みを積極的に進めることとしています。

深刻化する地球環境・エネルギー問題に対して、都市づくりの面からも環境への負荷の少ない低炭素都市づくりを進めていくことが重要です。

新環境基本計画の中でも重点施策として「エネルギー効率の良いまちづくり」が掲げられていることから、その具体化に向けた検討を進めていく必要があります。

（２）基本的な考え方

○五月山・猪名川に代表される自然豊かなイメージを伸長すべく、市街地における緑の保全・創出や河川の保全・活用に取り組みます。

○池田の個性でもある豊かな歴史・文化の蓄積を活かした景観のまちづくりに積極的に取り組みます。

○低炭素都市づくりや生物多様性の保全を長期的な目標に据えつつ、その具体化に向けた検討・研究を進めていきます。

(3) 都市づくりの方針

①五月山に代表される豊かな市街地内の緑の保全と創出と河川の保全・活用

- ・五月山に代表される本市の緑豊かな市街地のイメージを大切にし、さらに発展させていくために、引き続き五月山の景観の保全に取り組むとともに、市街地内の緑の保全・創出に取り組みます。
- ・猪名川・余野川といった広がりある河川空間も本市の大きな特徴であり、これらの保全・活用に取り組みます。

ア 五月山の緑の保全・活用

- ・五月山の緑を保全するため、現在指定されている近郊緑地保全区域や風致地区などの法に基づく制度を継続して運用します。
- ・山麓部で散発的な開発が見られる現状に対応して、五月山景観保全条例の運用の効果などを点検の上、必要に応じて見直しを検討します。
- ・市民ボランティア・市民団体・企業などと連携して、五月山の山林の維持・管理を所有者と協働で進めるしくみづくりを検討します。

<具体的な取り組み>

- 近郊緑地保全区域、風致地区、五月山景観保全条例の景観保全地区などによる北摂山系の緑の保全
- 五月山景観保全条例の運用の効果の検証と必要に応じた見直しの検討
- 五月山の山林の維持・管理を協働で進めるしくみづくりの検討（市民緑地制度の活用など）

イ 市内の緑のネットワークの形成

- ・市街地内の緑の保全・創出に向けて、公園・緑地に加え道路の街路樹や緑地帯、さらには民有地の緑も含めた市域全体の緑のネットワークの形成に努めます。
- ・緑の軸として、国道176号沿道地域において「みどりの風促進区域※」の指定に基づき、地区計画を活用して沿道の民有地の緑化の誘導を進めます。



図2-11 みどりの風の軸のイメージ
(府・みどりの大阪推進計画)

※みどりの風促進区域

海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進するため、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含む区域を大阪府が指定しています。

- ・緑の軸に接続する道路についても、街路樹の適切な維持・管理とともに民有地の緑化の誘導を進めます。特に、緑豊かな五月山との連たんや、五月山を背景とした斜面の見通しを重視し、緑豊かなイメージが伸長するような緑の確保を進めます。
- ・保存樹木・保存樹林制度による既存樹林地の保全を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 緑の基本計画の策定
- 公園・緑地や街路樹などの適正な維持・管理
- 保存樹木・保存樹林への管理助成
- 「みどりの風促進区域」指定に伴う地区計画による民有地緑化の促進

ウ 市街化区域内に点在する農地の保全・活用

- ・市街化区域内に点在する農地は、食糧の生産機能のみならず、環境・景観機能や防災機能など都市において多面的機能を有することから、その保全・活用に努めます。具体的には生産緑地地区の指定を進めるとともに、緑地としての機能を確保できるような手法を検討します。

＜具体的な取り組み＞

- 生産緑地地区の指定
- 市街化区域内農地の防災空間としての確保の検討

エ 緑化の推進

- ・公共施設においては敷地内緑化や屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めます。
- ・開発指導要綱によって開発に際しての緑化を義務づけ、緑化協定の締結を行っていることから、引き続きこの制度を運用し、民有地の緑化を誘導します。
- ・敷き際（敷地と道路との境界部分）などの敷地内での緑化に加え、屋上緑化や壁面緑化などを推奨し、市街地内での緑の確保を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 公共施設の緑化の推進
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- 「みどりの風促進区域」指定に伴う地区計画による民有地緑化の促進
- 市民による緑化の推進と緑の保全

オ 猪名川・余野川等の河川の保全・活用と沿川景観の形成

- ・国、大阪府といった河川管理者と連携しながら、猪名川・余野川等の市街地内を流

れる河川を保全・活用するとともに、広がりある沿川景観の適切な誘導を進めます。

- ・水面や河川敷、堤防等などの河川空間は地球温暖化対策にも資する大切な自然空間であり保全・活用するとともに、水質の保全、親水性の確保、河川空間を活用した環境学習などにも取り組みます。
- ・広がりある沿川景観を確保するため、沿川に立地する建築物などに対して河川景観に対する配慮を促すとともに、河川管理者が実施する河川整備事業においても配慮を求めます。

＜具体的な取り組み＞

- 沿川の緑化など河川の自然空間の保全・活用と環境学習の実施
- 景観計画による沿川景観の誘導
- 河川管理者が実施する河川整備事業への配慮



猪名川沿いの河川空間



余野川

②景観をいかしたまちづくりの推進

- ・市内に分布する資源をいかして、中心市街地活性化や観光などと連携しながら、景観を活かしたまちづくりに取り組みます。

ア 本市独自の景観形成の取り組みの推進～景観計画の策定

- ・本市独自の景観形成を進めていくため、市の景観計画の策定及び景観条例の制定を検討します。なお、景観条例の制定にあたっては既存の五月山景観保全条例との関係、整合性に留意します。

＜具体的な取り組み＞

- 景観計画の策定と景観条例の制定

イ 中心市街地活性化・観光と連携したにぎわいの景観形成

- ・池田駅北側のエリアに、本市を代表する資源が多く位置することから（落語みゅーじあむ、呉服座、池田文庫、逸翁美術館、小林一三記念館、池田城跡公園、五月山公園など）、このエリアを景観上重要な場所として位置づけ、にぎわいがあふれる景観の形成に向けて、まちなみ保存整備事業などにより歴史・文化の薫るまちなみの保全・活用を進めます。
- ・中心市街地活性化や観光とも連携して、これらの資源をつなぐまちなかの観光を意識した歩行者ネットワークの形成や、商店街における店舗の誘導などを進めます。

＜具体的な取り組み＞

- まちなみ保存整備事業による街並みの保全・活用
- おたな KAIWAI など中心市街地活性化事業の推進
- 観光 PR の推進、各種イベントの実施、観光ルートの整備など観光活性化事業の推進



サカエマチ商店街の引札屋



インスタントラーメン発明記念館

ウ 良好な住宅地の景観形成

- ・私鉄沿線住宅地の発祥である室町住宅地など、古くからの戸建て住宅地のまちなみの保全に向けて、地域住民による自主的なまちなみルールづくりを促すための支援方策に取り組みます。
- ・自治会・町会単位で地区の環境を地区住民自らが守り育てるための取り組み（例えば自主的なルールづくりなど）を支援します。具体的には都市計画や身近なまちのルールづくりに関連した市民向けの研修の機会づくり（出前講座の開催等）を進めるとともに、地域の申し出に応じてまちづくりの専門家の派遣といった支援制度を検討します。
- ・既に建築協定が結ばれている地域や、室町地区の「安全・環境保全についての申し合わせ」や呉羽の里地区の「呉羽の里桜保存に関する覚え書き」など、地域で自主的にルールを定めている地域では、そのルールなどの運用の継続を支援します。

- ・地域住民によって住環境の保全などに関するルールが定められ、合意形成が図られた場合は、そのルールを担保する手法として地区計画などの制度を活用します。

＜具体的な取り組み＞

- 出前講座やまちづくり学校の開催
- 住民主体のまちづくりへの支援（魅力あるまちづくり助成事業）
- 地区計画などの活用



室町住宅地の住民憲章の碑



桜憲章が締結された呉羽の里住宅地

エ 里山の暮らしと一体となった景観形成

- ・細河地域の里山の暮らしと一体となった田園景観は、都市部にありながら近くで自然に触れられる地域として、本市にとっても貴重な資源であることから、市街化調整区域内において法に基づく開発・建築行為の適切な誘導を進めるとともに、開発・建築行為に際して緑化などを進め、周辺の田園景観との調和を進めます。
- ・都市部に近い里山として進められている多様な地域の取り組みと連携しながら、良好な田園景観を活かして地域住民と地域外からの住民との交流を促す、にぎわいと交流のまちづくりを進めます。既に整備、活用が進められている交流の拠点「細河みどりの郷」を中心としながら、地域一帯の資源を活用した取り組みを促します。
- ・細河地域の地場産業である植木産業が厳しい市場環境にさらされ、遊休地化・粗放化している苗圃・農地も見られることから、市民・市民団体・企業などと連携して、農地の維持・管理を所有者と協働で進めるしくみづくりを検討します。

＜具体的な取り組み＞

- 区域区分による市街化の抑制と田園環境の保全
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- 地域コミュニティ推進協議会などと連携した交流の推進
- 植木産業の活性化と、農地の維持・管理を協働で進めるしくみづくりの検討



五月山と細河の田園景観



植木の苗圃

③低炭素都市づくりを長期的な目標に据えた具体化に向けた検討・研究

- ・新環境基本計画の重点施策に「エネルギー効率の良いまちづくり」が位置づけられていることを踏まえ、国の動向なども注視しながら環境政策とも連携してその具体化に向けた検討・研究を進めます。

ア 環境に配慮した建築物の誘導

- ・太陽光発電施設の導入や敷地内・施設内緑化など、環境に配慮した建築物の誘導を進めます。
- ・大規模な面的整備・土地利用転換が発生する可能性がある地区においては、緑化や景観上の配慮だけでなく、環境や健康に配慮した住宅・住宅地の導入、コージェネレーション（熱電併給）やスマートグリッド（次世代送電網）といった先進的な環境技術の面的対策を検討します。

<具体的な取り組み>

- 太陽光発電システム設置、ごみ減量や省エネルギー事業への補助、緑化などの推進（低炭素社会推進事業）
- 大規模な面的整備・土地利用転換に備えた先進的な環境技術の面的対策導入の検討

イ 低炭素都市づくりに向けた検討・研究

- ・国の低炭素都市づくりガイドラインなども参照しながら、市内のCO₂排出・吸収状況など低炭素都市づくりに資する各種指標・データの収集・検討を進めながら、中長期的な都市づくりのあり方について研究を進めます。
- ・公共交通が比較的充実している本市において、環境に優しい交通行動を誘発していくために、モビリティ・マネジメントや、カーシェアリング（自動車の共同利用）などを促進します。

＜具体的な取り組み＞

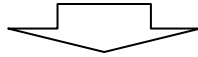
- 低炭素社会の推進に向けた各種指標・データの収集・検討と、中長期的な都市づくりのあり方についての研究
- レンタサイクル、カーシェアリング、自転車の利用促進や交通事業者間の連携



図 2-12 景観・環境まちづくりの方針図

力点4 災害に強い安全・安心のまちづくり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、防災への関心が大きく高まりつつあります。本市には課題を有する市街地もあり、災害に備えたまちづくりを考える必要があります。



そこで、地震などの大規模な災害に対して、被害を最小限に食い止め市民生活を守るなど、災害に強い安全・安心のまちづくりを力点4として設定します。

(1) 現状の認識

①大規模災害に備えた対策が必要

東日本大震災を契機に防災、とりわけ大規模災害への対策に関心が高まっており、災害に強いまちづくりが重要な都市づくりの課題となりました。

東南海・南海地震の発生の可能性も決して少なくないと言われている中で、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、発生し得る被害を最小化する「減災」の視点から都市づくりを考えていく必要があります。また、大震災を踏まえて見直しが進められている地域防災計画とも連携を図っていくことが求められます。

②防災上の課題地域もあり対策が必要

広域避難地など、骨格となる防災の基盤は整備が進んでいますが、市内には狭い道路や老朽化した家屋が多く、防災上課題を抱える地域もあります。

建物の不燃化・耐震化や、道路・防災公園の整備といったハード整備も必要ですが、一方で財政的な制約もあり一朝一夕に実現することは困難です。そのような状況下でどう道筋を付けていくのかが求められています。

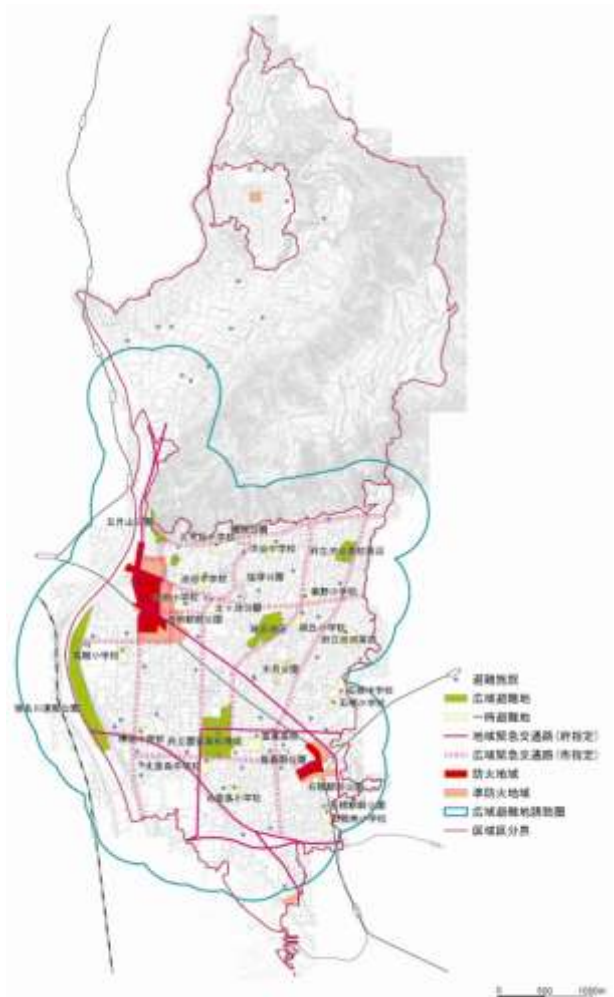


図 2-13 防災関連施設の整備状況

ハード整備に加え、地域住民の協力を得ながら段階的にまちの防災性を高めていく誘導方策などにも取り組んでいく必要があります。

③地域でのソフトの取り組みが必要

防災において地域コミュニティが果たす役割は大きく、地域で防災への備えを充実させる取り組みが不可欠となっています。

自主防災組織の組織率の向上や、地域防災リーダーの養成など、市民と連携したソフト面での取り組みが重要です。

【参考：市民アンケート結果より】

- ・身近なまちの住環境上の問題点をうかがったところ「避難場所や避難経路が十分確保できているか不安」を回答した人の割合が40.0%と最も高い割合でした。
- ・「災害に強いまちづくり」として特に重視すべき取り組みをうかがったところ「人が集まる公共施設を地震や火災に強いものにする」「災害時の避難場所や、避難・救助などに役立つ緊急道路を確保する」「市民一人一人が防災に関する意識の向上を図る」が挙げられました。



図 2-14 災害に強いまちづくりで特に重視すべきこと（回答数=1,488、2つまでの複数回答）

（２）基本的な考え方

○「減災」をキーワードに、建築物の耐震化・不燃化とともに、防災拠点や避難所、緊急輸送路網などの体系的な整備に継続して取り組みます。

○あわせて、市民一人一人の防災意識の啓発に取り組むとともに、地域コミュニティで災害に備える体制づくりに継続して取り組みます。

（３）都市づくりの方針

①防災基盤の充実・強化

災害に強い都市構造を作るため、地域防災計画に基づき、防災基盤となる緊急交通路、避難地、避難施設等の防災基盤を充実・強化します。

ア 被害を抑制する「減災」の視点からの防災対策の推進

- ・緊急交通路、広域・一時避難地、避難施設など、災害時に機能する防災空間の体系的な整備に努めます。
- ・避難施設については共同利用施設等が指定されていますが、耐震性の問題を抱えている施設が多いことから、耐震補強などに順次取り組みます。
- ・緊急交通路以外の避難ルートや、広域・一時避難地や避難施設以外の避難場所の確保に取り組みます。
- ・既存の都市公園・緑地において防災施設の導入（耐震性貯水槽など）を段階的に進めます。
- ・公園整備が進んでいない地域については、その周辺に位置する緑地・農地などについて、防災緑地・農地として位置づけ災害時に一時利用できるような防災面での活用を検討を進めます。
- ・消火栓や防火水槽など、地域で発生した火災などに対応できる防災設備の設置を段階的に進めます。
- ・災害に備え、上下水道事業における非常時対応、事前対策などの計画を策定し、減災に努めます。

＜具体的な取り組み＞

- 避難施設の耐震補強の実施
- 私有地後退部分の寄付等への助成（狭あい道路整備促進補助事業）
- 公園・緑地における耐震性貯水槽などの整備
- 市内小学校などへの備蓄倉庫の設置
- 市街化区域内農地の防災空間としての確保の検討

イ 土木基盤施設における災害予防対策の実施

- ・河川・ため池における崩落・流出防止などの水害予防対策や、斜面地における地滑り・山崩れ・土石流防止のための対策工などの土砂災害防止対策を着実に実施していくよう働きかけます。

＜具体的な取り組み＞

- 河川や用排水施設などの適切な維持・管理と災害備蓄の推進
- 治山・治水対策の要望

②災害に強い市街地の形成

災害に備え、建築物の耐震化・不燃化を一層進め、災害に強い市街地の形成に取り組めます。

ア 不燃化の促進～防火・準防火地域の指定拡大ほか

- ・府の方針に基づいて、本市の災害危険度判定調査結果を活用の上、防火・準防火地域の指定の拡大を進めます。

<具体的な取り組み>

- 災害危険度判定調査を活用した防火地域・準防火地域の指定拡大（都市防災推進事業）

イ 耐震化の促進

- ・池田市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、本市の既存民間建築物耐震診断・設計・改修補助制度を活用し、建築物の耐震化を誘導します。特に、緊急交通路や広域・一時避難地の近くでの耐震化を重点的に進めます。
- ・多くの市民が利用する主要な公共施設（市役所、学校等）の耐震化を順次進めます。

<具体的な取り組み>

- 避難施設の耐震補強の実施
- 耐震診断・改修の補助の実施（既存民間建築物耐震診断・改修・設計補助事業）

ウ 密集市街地における防災対策の検討と不燃化等の誘導

- ・石橋駅周辺など建物が密集し道路の幅員も狭く防災上の課題を抱えている地域については、個別建て替えの誘導や狭あい道路の解消などによる防災力強化について検討します。
- ・地域の実情に応じて耐火・準耐火建築物への建て替えの誘導と、避難地・避難路等の地区防災施設整備を検討します。

<具体的な取り組み>

- 石橋駅周辺における防災力強化等に向けた調査、検討の実施

③災害に備えた都市施設の適切な維持・管理・更新

今後、順次老朽化が進む道路・橋りょう・上下水道などの都市施設の適切な維持・管理・更新を進めていくとともに、災害時に対する予防策を講じていきます。

ア 道路、橋りょうの維持・管理・更新

- ・道路、橋りょうについて、沿道の不燃化や、倒壊物対策、避難路の確保など、延焼防止効果や耐震化の観点も含めながら維持・管理・更新を実施していきます。
- ・道路橋や高架道路については、長寿命化を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 道路や交通安全施設の維持・管理
- 池田市橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕（橋りょう長寿命化事業）

イ 上下水道の維持・管理・更新

- ・上下水道について、災害時の断水・漏水の防止など、耐震化を考慮し維持・管理・更新を実施していきます。

＜具体的な取り組み＞

- 施設の長寿命化・耐震化や、財政負担の軽減を考慮した施設の更新

④防災に関する市民意識の向上・啓発活動の推進

市民が日頃から災害に備え、それぞれの地域において自主的に防災活動を推進していくための意識の向上・啓発活動を進めます。

ア 自主防災組織の充実・強化

- ・各地域で自主防災組織の組織化を促すとともに、自主防災組織や地域コミュニティ推進協議会が主体となった防災訓練活動などを充実させていきます。
- ・防災リーダーの養成など、防災に携わる人材の育成を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 自主防災組織の育成と、地域防災リーダーの養成

イ 啓発活動の推進

- ・防災マップ（ハザードマップ）などを活用した、防災関連情報の周知と防災意識の高揚を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 防災マップ（ハザードマップ）の見直しと活用
- 防災の意識向上に向けた事業の実施

ウ 事業所との連携の推進

- ・災害発生時の支援協定の締結など、各地域に位置する事業所と連携した防災対策を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 防災協定の締結など事業所との連携方策の推進

第3章 都市づくりを支える方針と取り組み

第3章では都市づくりの力点として特に力を入れるべき都市づくりの施策を分野横断的に示しました。

この章では、総合計画の実施計画やその他の分野別計画との整合を踏まえた上で、都市づくりの力点以外に、本市の都市づくりを推進していくための基礎となる土地利用、都市施設の方針と取り組みを示します。

1 土地利用の方針

【基本的な考え方】

- 五月山の緑、猪名川・余野川の軸によって形づくられた、都市的土地利用と田園的土地利用がバランス良く共存した土地利用を継承します。
- 現在の土地利用を基本として、都市核・生活拠点・都市軸においてはそれぞれの特性に応じた機能の充実を進めるとともに、それ以外の地域では目指すべき方向性に即した適切な土地利用の誘導と、緑化などによる質的な向上を進めます。
- 地区の特性に即したきめ細かな土地利用を実現できるよう、地区単位で地域の住民などが地区の環境を自らが守り育てるための取り組みを促します。

(1) 住居系

①現在の住居系土地利用の維持

- ・本市の大半を占める住居系市街地については、現在の住環境の維持を基本として、引き続き用途地域や高度地区などによる誘導を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 用途地域、高度地区による誘導
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導

②生活拠点への生活支援機能の誘導

- ・日用品や食料品等の店舗、診療所などの生活拠点が位置する、日常生活を支える圏域として、概ね中学校区の範囲を基本とし、校区の特性に応じた生活機能や交通結節機能が集積した生活拠点を設定し、機能の誘導を進めます。
- ・機能の誘導にあたっては、必要に応じて地区計画などの手法を活用するとともに、

地域コミュニティ推進協議会が主体となった取り組み（例：空き店舗・施設の活用など）の支援を行います。

＜具体的な取り組み＞

- 地区計画などの活用
- 地域コミュニティ推進協議会による取り組みへの支援

③市街地内の緑の保全と創出

- ・市街地内の緑の保全・創出に向けて、公園・緑地に加え道路の街路樹や緑地帯、さらには民有地の緑も含めた市域全体の緑のネットワークの形成に努めます。
- ・市街化区域内に点在する農地は、食糧の生産機能のみならず、環境・景観機能や防災機能など都市において多面的機能を有することから、その保全・活用に努めます。具体的には生産緑地地区の指定を進めるとともに、緑地としての機能を確保できるような手法を検討します。

＜具体的な取り組み＞

- 公園・緑地や街路樹などの適正な維持・管理
- 市民による緑化や保存樹木への管理助成など緑化の推進と緑の保全
- 「みどりの風促進区域」指定に伴う地区計画による民有地緑化の促進
- 生産緑地地区の指定
- 市街化区域内農地の防災空間としての確保の検討

④住宅地の環境保全に向けた予防的措置の検討

- ・今後 10 年間に住宅地の建て替え・更新が発生することをあらかじめ想定し、住環境が大きく損なわれることのないような保全の手だて（予防的措置や対応方策）を検討します。
- ・現在、指定されている高度地区の指定効果や課題を検証の上、必要に応じて高度地区の指定見直しを検討します。
- ・大規模な面的整備・土地利用転換が発生する可能性がある地区においては、地域の環境の保全や良好な開発の誘導を図るために、事前に地区計画などの手法の導入を検討します。
- ・住宅施策と連携しながら、今後、増加が見こまれる空き地・空き家などに対する対応方策（適正管理・活用促進）を検討します。

＜具体的な取り組み＞

- 高度地区の指定効果・課題の検証と必要に応じた指定見直しの検討

- 大規模な面的整備・土地利用転換に備えた地区計画などの導入の検討
- 空き地・空き家に対する対応方策の検討（所有者や市民、事業者、行政などの役割等を明確化したルールづくり、まちづくり資源としての利活用など）

（２）商業系

①商業系土地利用の集約・強化

- ・鉄道駅周辺や近隣センターを中心に指定されている商業系土地利用について、引き続き商業機能を集約し、市内での過度な分散を抑制します。
- ・駅周辺に様々な公共公益施設、生活利便施設がコンパクトに集積している特性を活かして、多様な都市機能や生活利便性を享受できるまちなか居住を促すため、駅周辺における適正な高度利用を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 用途地域、高度地区による誘導
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- まちなか居住の PR・プロモーション

②幹線道路沿道における適切な土地利用の誘導

- ・国道 171 号、176 号、大阪中央環状線など広域を結ぶ幹線道路については沿道の商業系土地利用などの適切な誘導を進めるとともに、背後地の環境への配慮を求めます。
- ・緑の軸として、国道 176 号沿道地域において「みどりの風促進区域」の指定に基づき、地区計画を活用して沿道の民有地の緑化の誘導を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 用途地域による誘導
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- 「みどりの風促進区域」指定に伴う地区計画による民有地緑化の促進

（３）工業系

①工業系土地利用の保全と住工調和の推進

- ・大規模で位置する工業系の土地利用については引き続き保全し、本市の産業を牽引するための操業環境の確保を進めます。
- ・新規の工場の立地や既存の工場・事業所の拡張にあたっては、隣接地との調和を誘

導するため、開発時の指導を行うほか、地区計画や特別用途地区などの導入を進めます。

- ・大阪中央環状線沿道の豊島北交差点付近においては、交通の結節点となっており、隣接する大規模工場敷地と一体的な土地利用を形成していることから、工業系土地利用を誘導すべく、準工業地域への用途変更を検討します。あわせて工業系以外の用途を制限するとともに緑地の確保等、隣接地との配慮を誘導する地区計画の導入を検討します。
- ・住宅と工場が密に混在し、隣接地の環境の悪化などの問題が顕在化している地区においては、地区計画の活用などによる住工の調和に向けた誘導を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 用途地域による誘導
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導
- 地区計画や特別用途地区などの導入

②大規模な土地利用転換に際しての予防的措置の検討

- ・工場の移転などにより大規模な土地利用転換が発生する場合は、地域の環境の保全や良好な開発の誘導を図るために、事前に地区計画などの導入を検討します。

＜具体的な取り組み＞

- 大規模な土地利用転換に備えた地区計画などの導入の検討

（４）保全系

①市街地の拡大の抑制と骨格を形成する自然環境の保全

- ・現在の区域区分を基本として、市街地の拡大を抑制するとともに、北部の田園環境を保全します。
- ・本市の骨格を形成する北摂山系（五月山）・猪名川・余野川等の自然環境を保全します。

＜具体的な取り組み＞

- 区域区分による市街化の抑制と田園環境の保全
- 近郊緑地保全区域、風致地区、五月山景観保全条例の景観保全地区などによる北摂山系の緑の保全
- 国管理の猪名川、府管理の余野川、その他市管理河川の自然環境の保全

②田園環境の保全と開発・建築行為の周辺環境との調和

- ・細河地域の里山の暮らしと一体となった田園環境は、都市部にありながら近くで自然に触れられる地域として本市にとっても貴重な資源であることから、市街化調整区域内において法に基づく開発・建築行為の適切な誘導を進めるとともに、開発・建築行為に際して緑化などを進め、周辺の田園環境との調和を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 区域区分による市街化の抑制と田園環境の保全
- 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する誘導

（５）地区単位のルールづくり

- ・単位自治会や団地内などで地区の環境を地区住民自らが守り育てるための取り組み（例えば自主的なルールづくりなど）を支援します。具体的には都市計画や身近なまちのルールづくりに関連した市民向けの研修の機会づくり（出前講座の開催等）を進めるとともに、地域の申し出に応じてまちづくりの専門家の派遣といった支援制度を検討します。
- ・地域住民によって住環境の保全などに関するルールが定められ、合意形成が図られた場合は、そのルールを担保する手法として地区計画などの制度を活用します。

＜具体的な取り組み＞

- 出前講座やまちづくり学校の開催
- 住民主体のまちづくりへの支援（魅力あるまちづくり助成事業）
- 地区計画などの活用

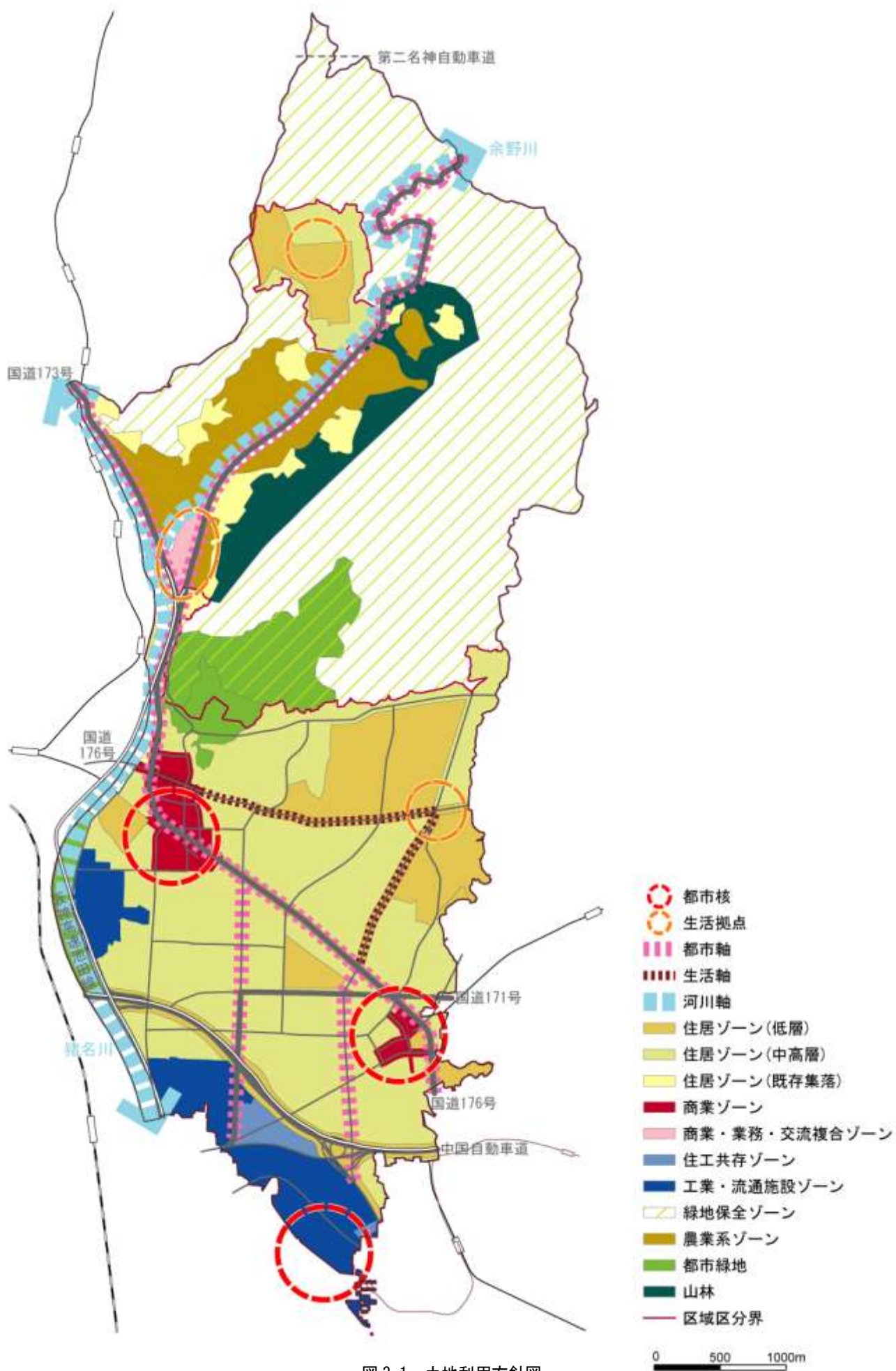


図 3-1 土地利用方針図

2 都市施設の方針

【基本的な考え方】

- 道路、鉄道・駅前広場・駐車場、公園・緑地、上下水道・河川、その他の公共施設などの都市施設について、それぞれの事業計画に即して必要性や効果、地域の事情、財政的な制約、全市のバランスや都市施設間の関係などを総合的に考慮した優先付けをした上で、着実な整備を行っていきます。
- 整備済みの都市施設については、順次老朽化が進んでいくことから、今後、適切な維持・管理や長寿命化の取り組みを適切に進めていく、ストックマネジメントに取り組めます。
- 当面整備が見こまれない場合においては、事業計画の見直しを検討するほか、空地等の暫定的な利用方法の検討や地域分権制度による事業の推進など、代替機能の確保方策を検討します。
- 地域分権制度とも連携しながら、市民・事業者との協働による都市施設の維持・管理の方策（アドプト制度ほか）を検討します。

（１）道路の方針

①広域幹線道路の整備

- ・生活圏（全市）をネットワークする広域幹線道路として、新名神高速道路の全面早期完成、および国道 423 号の整備促進を働きかけます。

<具体的な取り組み>

- 第二名神高速道路の整備に向けた国、府、高速道路株式会社への働きかけ
- 国道 423 号の整備に向けた国、府への働きかけ

②市内幹線道路の改良・維持・管理の推進

- ・広域幹線道路と接続し、都市核や生活拠点など日常生活圏（概ね中学校区程度）をネットワークする市内幹線道路については、必要性等の観点から都市計画道路の見直しを行いつつ、真に必要な道路について、歩道などの改良を進めるほか、適切な維持・管理・補修を行い、円滑な通過・歩行者交通の確保に取り組めます。
- ・環境にやさしい自転車交通の円滑な通過を促すため、ルートの確保など、自転車交通を意識した道路整備に取り組めます。
- ・地域の安全・安心な道路網を確保するため、池田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき老朽化した橋りょうの長寿命化に取り組めます。

- ・沿道の市民・事業者と連携した維持・管理活動（アドプト活動など）に取り組みます。

<具体的な取り組み>

- 都市計画道路の見直し
- 菅原新町線、満寿美猪名川線の整備
- 市内幹線道路のバリアフリー化
- 道路や交通安全施設の維持・管理
- 池田市橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕（橋りょう長寿命化事業）
- 市民・事業者、地域コミュニティ推進協議会などと連携した維持・管理活動（アドプト活動など）の実施

③生活道路の狭あい部分の解消

- ・近隣生活圏（小学校区）をネットワークする市民生活に直結する生活道路については、特に防災上の観点から狭あいな部分の解消を沿道の土地所有者との協力のもとで進めます。
- ・沿道の市民・事業者と連携した維持・管理活動（アドプト活動など）に取り組みます。

<具体的な取り組み>

- 私有地後退部分の寄付等への助成（狭あい道路整備促進補助事業）
- 市民・事業者、地域コミュニティ推進協議会などと連携した維持・管理活動（アドプト活動など）の実施

（２）公共交通の方針

①市全体の交通ネットワークとターミナル機能の維持

- ・バスを中心とした公共交通による市域全体の交通ネットワークと、周辺から本市へとアクセスする広域の交通を担う池田・石橋・空港都市核のターミナル機能を今後とも維持していきます。
- ・池田市交通バリアフリー基本構想の改訂を行うとともに、重点整備地区に位置づけられている池田駅周辺、石橋駅周辺においては引き続きバリアフリー化に努めます。

<具体的な取り組み>

- 鉄道・バスを中心とした公共交通ネットワークの維持
- 池田市交通バリアフリー基本構想の改訂の検討
- 重点整備地区におけるバリアフリー化整備の検討と、道路管理者・交通事業者への働きかけ

②生活拠点をつなぐ交通ネットワークの維持

- ・都市核と生活拠点、あるいは生活拠点同士をつなぐ、バスなどの公共交通を軸とした交通ネットワークを維持し、拠点周辺の地域の利便性を確保します。
- ・生活拠点近傍については、歩道の改修、バリアフリー化などを検討し、拠点へのアクセスの向上を進めます。
- ・現在、導入を進めているモビリティ・マネジメントを継続し、効果等を検証しながら多様な交通手段の確保と利用増進を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 鉄道・バスを中心とした生活拠点間をつなぐ公共交通ネットワークの維持
- 生活拠点近傍における歩道改修、バリアフリー化の検討
- レンタサイクル、カーシェアリング、自転車の利用促進や交通事業者間の連携

③低炭素都市づくりに向けた環境負荷低減に寄与する交通体系・方策の検討

- ・低炭素都市づくりに向けて交通が果たすべき役割は大きいことから、環境負荷の低減に寄与する交通体系・方策の検討を進めます。
- ・レンタサイクル、カーシェアリングといった環境負荷の低減に寄与する取り組みを促進するとともに、自転車の利用しやすい交通環境の整備などに努めます。

＜具体的な取り組み＞

- バス、自転車などを含めた総合交通体系の検討
- レンタサイクル、カーシェアリング、自転車の利用促進や交通事業者間の連携

（３）公園・緑地等の方針

①都市計画公園・緑地の計画的な整備による水と緑のネットワークの形成と適切な維持・管理・利用の推進

- ・都市計画公園・緑地については、計画に基づき、その必要性や効果、地域の事情、財政的な制約、全市のバランスなどを総合的に考慮した整備の優先付けを行った上で必要な整備を進め、公園・緑地等の緑化空間を活用した水と緑のネットワークの形成に努めます。
- ・整備済みの公園・緑地については、適切な維持・管理を行うとともに、計画的な更新による長寿命化を進めます。

＜具体的な取り組み＞

- 緑の基本計画の策定
- 五月山緑地、石橋駅前公園、五月山霊園の整備
- 五月山公園の整備計画の見直し
- 既存の公園・緑地の維持・管理

②協働による維持・管理の推進

- ・公園が充足していない地域においては、空地等の暫定的な利用方法の検討や地域コミュニティ推進協議会と連携した事業などによる代替機能の確保方策を検討します。
- ・地域住民や事業者、地域コミュニティ推進協議会などと連携し、暮らしの中での関わりを育むような維持・管理活動（アドプト活動など）に取り組みます。

＜具体的な取り組み＞

- 市民・事業者、地域コミュニティ推進協議会などと連携した維持・管理活動（アドプト活動など）の実施
- 暫定利用など代替機能の確保方策の検討

（４）上下水道の方針

①上水道施設の計画的な更新と安全で安定した水の供給

- ・上水道は市全域で整備済みであり、主要施設や設備が順次更新時期を迎えていることから、上下水道ビジョンに基づいて計画的な施設更新事業を進めつつ、安定的かつ良質な水道水の供給に努めます。

＜具体的な取り組み＞

- 施設更新計画や基幹施設の耐震化計画の策定
- 浄水・配水施設・設備の更新の実施
- 水質監視体制の強化や水質検査体制の充実

②下水道施設の整備の推進と処理機能の充実、資源の有効利用

- ・下水道は着実な整備を進めるとともに、主要施設や設備が順次更新時期を迎えていることから、上下水道ビジョンに基づいて計画的な施設更新事業を進めつつ、公共用水域の水質保全と浸水被害の軽減に取り組みます。
- ・汚水については一部未整備地区があることから、整備計画に基づき整備を進めます。また、引き続き合流式下水道の改善と分流化を進めます。
- ・雨水については整備途上であり、近年のゲリラ豪雨の発生により大雨対策が求めら

れていることから、順次整備を進めます。また、公共施設や民間施設への雨水流出抑制施設の設置を継続して要請し、猪名川流域総合治水対策を進めます。

- ・下水処理場については、施設の機能更新を進めるとともに、大阪港流域別下水道整備総合計画の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質保全に努めます。また、循環型社会に対応した資源の有効利用を引き続き進めます。

<具体的な取り組み>

- 施設の長寿命化や、財政負担の軽減を考慮した施設の更新
- 汚水の未整備地区の整備（汚水整備事業）
- 合流式下水道の改善（汚水整備事業）
- 分流化の推進と市街地を中心とした雨水管線の整備（雨水整備事業）
- 高度処理設備、処理水有効利用施設の整備

（５）その他の都市施設の方針

①ごみ焼却場・火葬場の計画的な維持・管理等の推進

- ・本市のごみ焼却場、火葬場は市内に１ヵ所ずつあり、引き続き施設の計画的な維持・管理を行い、適正な施設運営を進めます。
- ・施設から出る排熱を利用した地域熱融通など、施設を有効利用したエネルギー効率を高める観点からの都市づくりを検討します。

<具体的な取り組み>

- 適正な管理・運営・修繕
- 地域熱融通などのエネルギー効率を高める都市づくり方策の検討

②教育施設やコミュニティセンターなどその他公共施設の耐震化等の推進

- ・幼稚園、保育所、小学校、中学校といった教育施設や、各地域の地域会館、コミュニティセンターなどの公共施設については、計画的な施設の更新、耐震化や緊急時の備蓄機能の確保などを進め、市民の安全性の確保に努めます。

<具体的な取り組み>

- 公共施設の耐震化の実施
- 教育施設などへの備蓄倉庫の設置

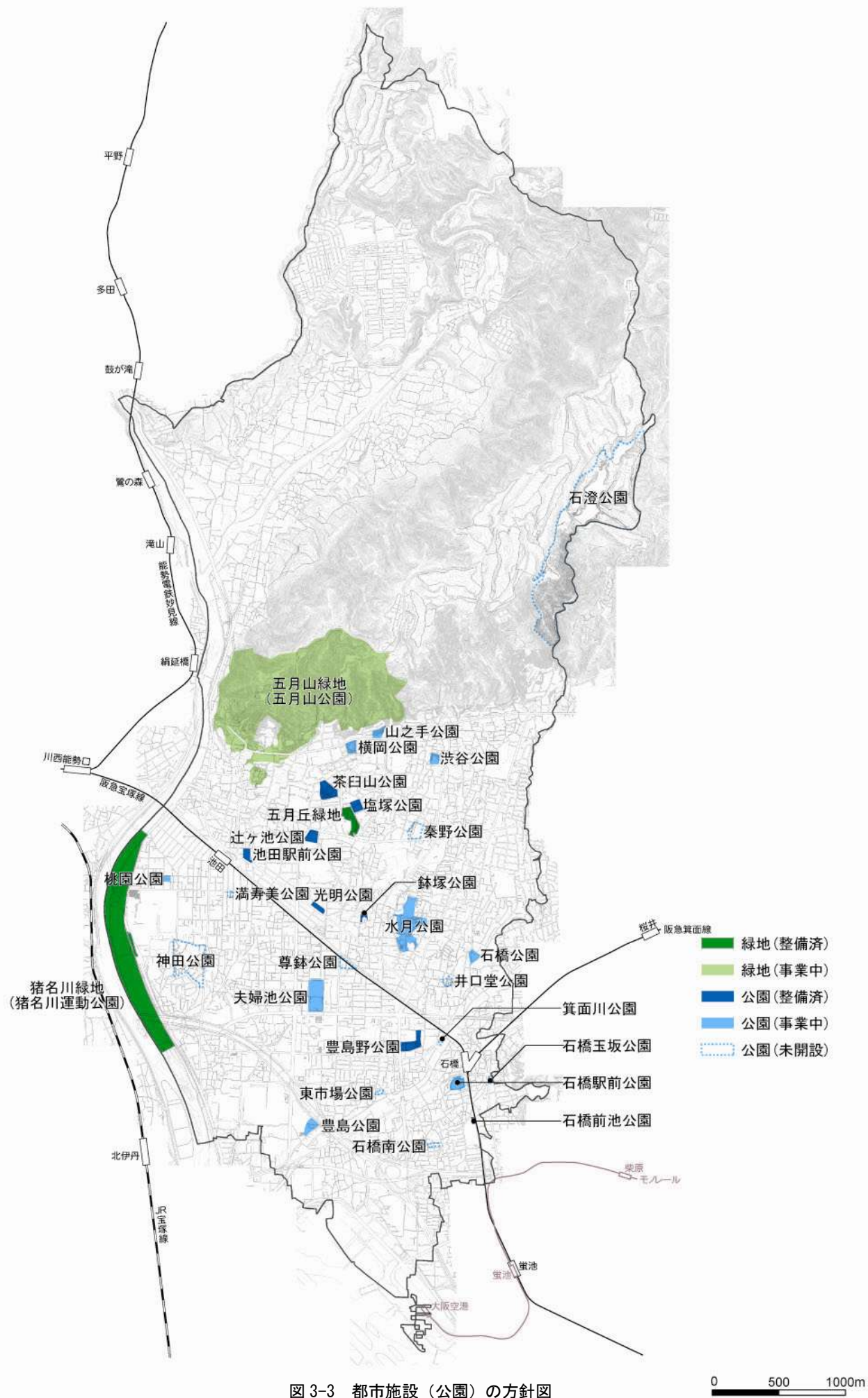


図 3-3 都市施設（公園）の方針図

第4章 計画の推進に向けて

1 都市計画マスタープランの進捗管理

(1) PDCA サイクルの運用

PDCA サイクルの適用により、都市計画マスタープランに基づく具体的な施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを検証します。

具体的には以下の流れで進捗管理を進めます。

- ・ 概ね2～3年目に進捗状況を把握しながら、適切な進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。
- ・ 都市計画マスタープランの目標年次の10年後の中間時期である概ね5年目に中間見直しを行い、10年後の定期見直しにつなげます。

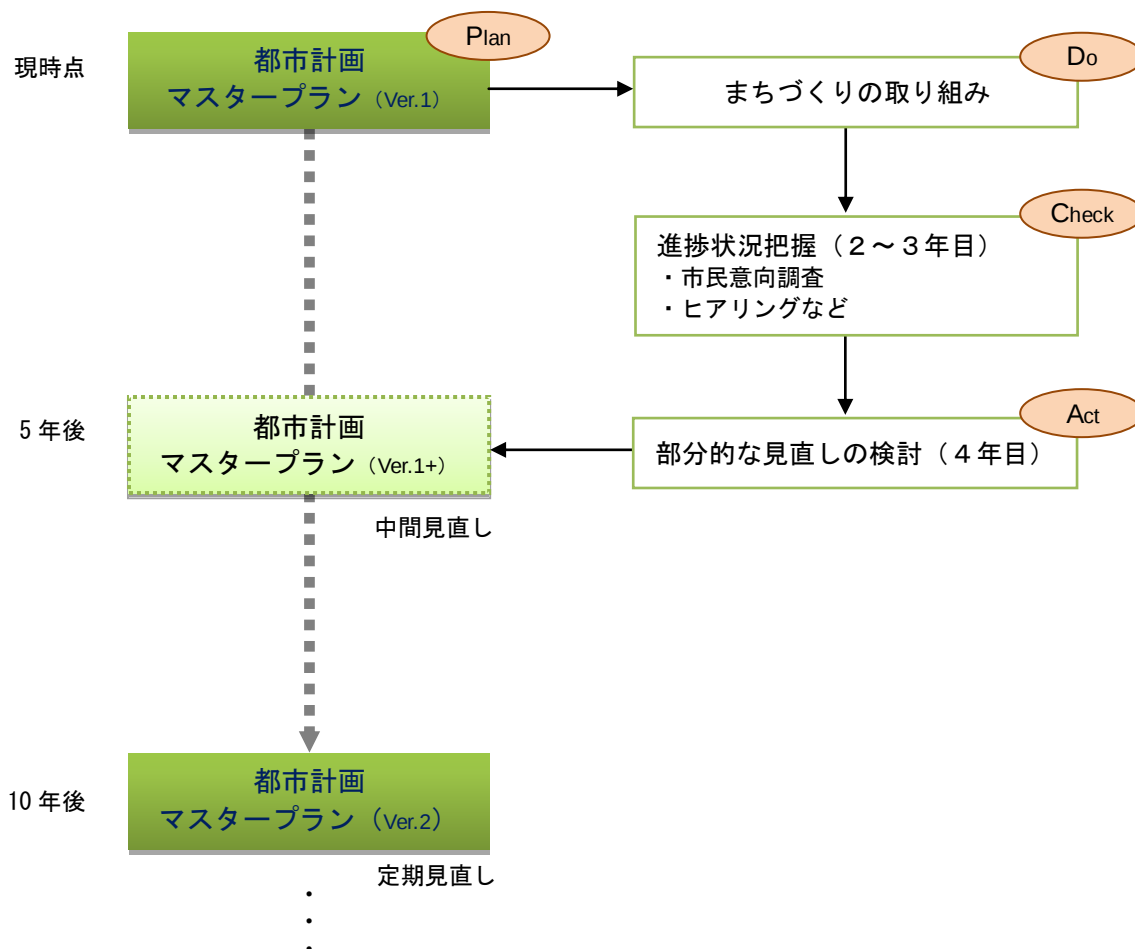


図 4-1 PDCA サイクル

（２）改訂策定プロセスにおける市民参加

計画策定のみならず、今後は計画の改訂においても市民参加は重要なツールであると考えます。そのため、見直しにあたっては市民参画を積極的に促す仕組みを整えます。

①まちづくり学校やワークショップ参加者の活用

まちづくりは市民にとって身近なものとなりつつありますが、都市計画という捉え方をした場合、依然、専門的な内容となります。そのため、進捗管理という側面においては、一定の知識や経験を有する市民でないと実質的な参加は難しいと考えられます。

しかし、本市では計画策定とあわせて、広くまちづくりについて学び、まちづくりの人材を育てることを目的としたまちづくり学校に取り組んできました。今後もこのような学習機会を継続するとともに、そこで学んだ人材を活用しながら計画の進捗管理に市民の声を届ける仕組みを整えていくことを検討します。

②市民満足度調査やグループヒアリングの実施

計画の進捗度合を確認するために全市民に対して市民満足度調査を実施します。

それと並行して、多様な主体の意向を把握するため、グループヒアリング実施により進捗管理に反映させます。

*対象イメージ：子育て層（PTA など）、高齢者層、事業者等

また、地域分権を積極的に推進している本市においては地域コミュニティ推進協議会へのヒアリングによって、地域ごとのまちづくりの進捗管理についても行うものとします。

③市民意見のフィードバック（情報公開）

市民意向調査やヒアリングを行うだけではなく、その内容をどのように反映させたかが市民にとっては重要であり、それが市民と行政の協働まちづくりへの大きな鍵となります。

そのため、市民からいただいた意見については、適切に対応・回答するとともに、その結果を市民にフィードバックする仕組みを検討していきます。

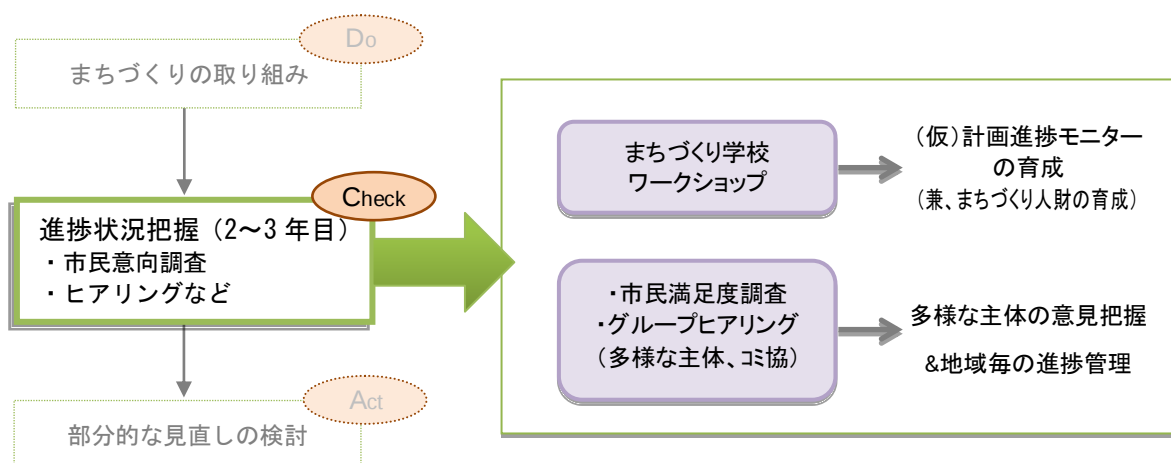


図 4-2 改訂策定プロセスにおける市民参加

2 地域分権と連携した地域主体のまちづくりの推進

本市には、「自分たちのまちは自分たちでつくろう」を合い言葉に「地域分権」の取り組みが進展しつつあり、今後もより地域が主体性を発揮していく方向が展望されています。都市づくりにおいてもこの方向性は必然であり、「地域分権」と連携した、地域の住民が主体となった都市づくりを進める道筋を示していきます。

地域でまちづくりの話し合いを具体的にどう進めていくのか、それらに対して市がどのような支援を行うのか、そのステップを記載します。

(1) ステップ1：地域の現状を把握する

- ・自分たちの暮らしている地域がどのようなまちなのか、現状を把握することが第一歩です。様々な情報を地図の上に記入してみると分かりやすくなります。
- ・ある程度の情報が整理できたら、みんなで地域を一度歩いてみると、普段暮らしている地域でも様々な発見があり、より現状を深く知ることができます。



まちあるきで共有（まちづくり学校より）

<現状の把握のポイント（例）>

○人口・世帯数などのデータと、道路、公共施設、商業・業務施設、寺社など、地域内の主な施設

の状況(※中学校区単位で現状を整理したデータを市で作成していますので、活用してください)

- 地域の人が大切だと思っているもの(例：子どもがよく遊ぶ公園、多くの観光客が来る施設、緑豊かな山なみ、昔からずっと受け継がれているお祭りなど)
- 地域の人が問題だと思っているもの(例：狭くて歩きにくい／車の通行量が多くて危ない道路、整っていないまちなみなど)

(2) ステップ2：地域の特徴・課題を把握する

- ・地域の現状を目に見える形でまとめた上で、どんなことが地域の特徴・課題なのかを話し合いましょう。
- ・ワークショップで良く用いられる KJ 法などを活用して、それぞれの人が自分の思いを出し合い、それらを整理してまとめていきましょう。



ワークショップ(まちづくり学校より)

- ・できるだけ多様な世代(子どもから高齢者まで)の意見を引き出すよう心がけましょう。世代によって暮らしのニーズは様々です。必要に応じてアンケート・インタビュー調査などを行うことも良いでしょう。

<課題の把握のポイント(例)>

- ①「住環境」の課題(暮らしやすいまちになっているか?土地の利用が安定しているか?)
- ②「安全性」の課題(危険な場所はないか?非常時の不安はないか?犯罪などの危険性を減らせないか?)
- ③「生活利便性」の課題(買い物などの日常の利便性は良いか?医療・福祉などの利便性は良いか?)
- ④「アクセス・移動」の課題(公共交通は便利に使えるか?歩行者は安全に歩けるか?自転車が利用しやすいか?)
- ⑤「地域の交流」の課題(コミュニティでの交流はあるか?みんなが集まれる場所があるか?)

※KJ法

ワークショップの場では出された意見を整理、構造化し、問題解決に結びつけていくための方法

(3) ステップ3：市の計画や他のまちの取り組み事例などを学習する

- ・自分たちの話し合いの参考にするため、市の計画や他の類似したまちの取り組み事例などを学習することも考えられます。
- ・市では、まちづくり学校の開催や、出前講座などの支援メニューを用意しています。お気



学習の機会(まちづくり学校より)

軽に相談ください。

(4) ステップ4：めざすべき将来の地域のすがた、まちづくりの方向を考える

- ・地域の現状・課題や、学習の成果を踏まえて、将来どんな地域をめざしていけば良いのか（地域のすがた）、それに向かってどんなことを柱に取り組んでいけば良いのか（まちづくりの方向）を考えましょう。

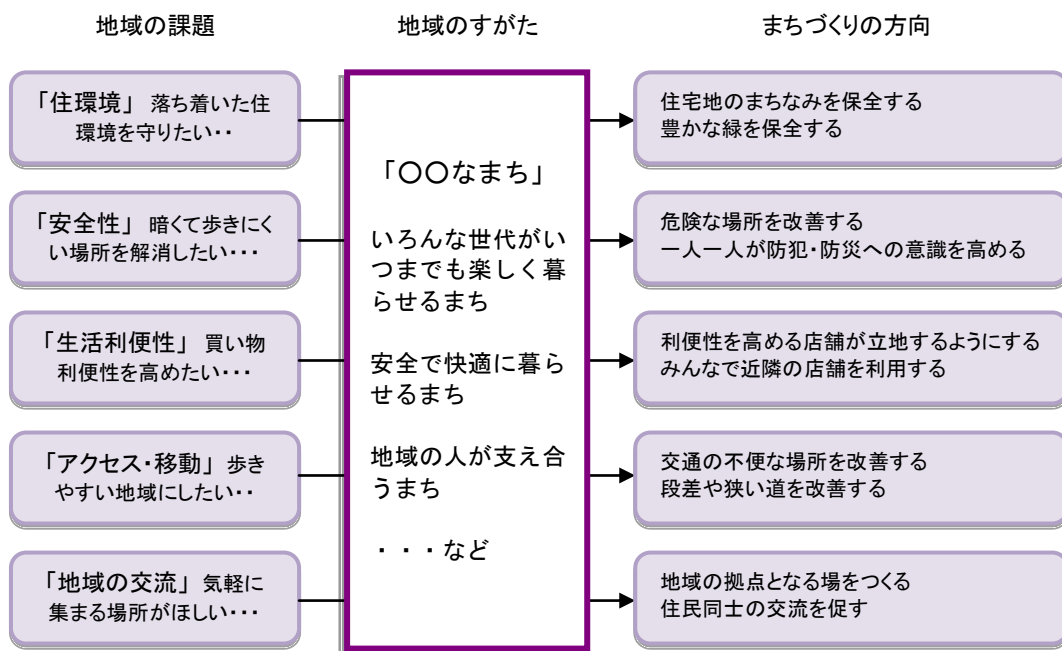


図 4-3 将来の地域のすがた、まちづくりの方向の例

- ・まちづくりの方向に沿って、具体的にどの場所でもどのようにするのか、そのイメージを地図の上にまとめながら話し合ひましょう。
- ・例えば、「交通の不便な場所を改善したい」場合、どのようなところから優先的に考えていくべきなのか、などを、住民の意見・意向を参考にしながら地図の上で考えてみましょう。



まちづくりの方向を取りまとめるイメージ

(5) ステップ5：実現に向けて取り組めることを考える

- ・そして、その実現に向けて具体的な取り組みを考えてみましょう。その際、どれだけの時間で取り組むのか、誰がどうやって取り組むか、をポイントに考えてみまし

よう。

- ・特に、誰がどうやって取り組むか、については、地域ですること、地域ですが市の支援が必要なこと、市がすること、それぞれの得意分野を生かした役割分担を考えてみましょう。

＜具体的な取り組みを考えるポイント（例）＞

○どれだけの時間で取り組むか（すぐやること（短期）／5～10年くらいでやること（中期）／もっと先で考えること（長期））

○誰がどうやって取り組むか（地域がすること／地域ですが市の支援が必要なこと／市がすること）

取り組み	時間	地域がすること	地域ですが市の支援が必要なこと	市がすること
住宅地のまちなみを保全する	中期	自分たちの家の周りをきれいにする	まちなみのルールづくりをする	
段差や狭い道を改善する	中期		段差や狭い道の場所を調べる	危険な箇所を整備する
住民同士の交流を促す	短期	交流の機会にできるだけ参加する	交流のイベントなどを企画・実施する	

3 地域主体のまちづくりを支援する枠組み

(1) 小学校区単位でのまちづくりの支援

①まちづくりの学習の機会づくり

- ・地域コミュニティ推進協議会ではそれぞれで地域の将来像づくり（地域ビジョン）の検討が順次進められています。その中で、とりわけ都市計画や身近なまちのルールづくりに関連した内容について、地域住民が学習できるような機会づくり（出前講座の開催等）を継続して開催します。

②校区の将来像（地域ビジョン）策定と連動した都市計画マスタープランへの位置づけ

- ・地域コミュニティ推進協議会で、校区の将来像（地域ビジョン）が策定され、その中で都市空間や土地利用に関する考え方が構想として示された場合には、該当する部分を本都市計画マスタープランの地域別構想として位置づけます。
- ・都市空間や土地利用も含めた将来像（地域ビジョン）の策定を促すため、地域の申し出に応じてまちづくりの専門家の派遣といった支援制度を検討します。

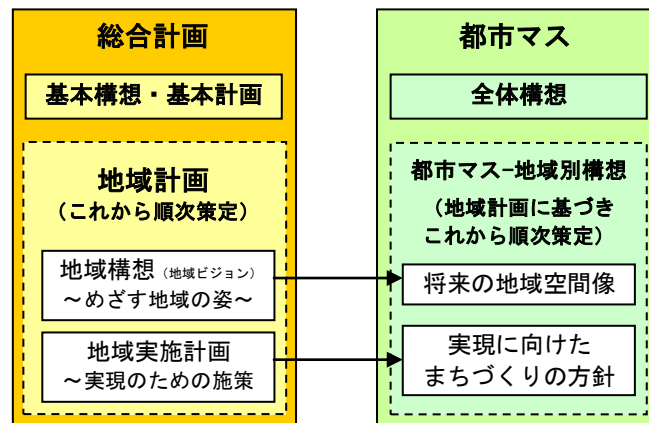


図 4-1 総合計画と都市計画マスタープランの関係

(2) 地区単位でのまちづくりの支援

- ・小学校区よりもさらに小さい単位、単位自治会や団地内などで地区の環境を地区住民自らが守り育てるための取り組み（例えば自主的なルールづくりなど）を支援するため、地域住民が学習できるような機会づくり（出前講座の開催等）や、地域の申し出に応じてまちづくりの専門家の派遣といった支援制度を検討します。
- ・地域住民によって住環境の保全などに関するルールが定められ、合意形成が図られた場合は、そのルールを担保する手法として地区計画などの制度を活用します。

4 まちづくりの機運の醸成

(1) まちづくりのPRの推進

- ・市の各課、地域コミュニティ推進協議会やいけだNPOセンター（池田市立公益活動促進センター）などと連携し、本市のまちの特徴やまちづくりの取り組み、地域住民や事業者などが主体となった様々な地域の活動、あるいはそれらの促進に役立つ情報などを積極的に広報等でPRする取り組みを推進します。
- ・とりわけ、五月山をはじめとして良好な都市イメージに恵まれている本市をさらに発信すべく、例えば住宅施策と連携した定住促進のPRなど、都市ブランド構築につながる広報戦略を検討します。

(2) 全市的なまちづくり学習の展開

- ・これからのまちづくりを担う子供世代にも身近なまちに関心を持ってもらうため、既に実施されている緑視率調査ワークショップなどのノウハウを活用しつつ、生徒のみならず学校の教職員とも連携したまちづくり学習（学校への出前講座等）を展開します。これら子供向けのまちづくり学習を通じて、大人のまちづくりへの意識の醸成もねらいます。
- ・防災など市民の関心の高いテーマをきっかけとして、地域分権の取り組み（地域コミュニティリーダー養成講座等）とも連携しながら、まちづくり学習の機会づくり（出前講座の開催等）を継続的に行い、まちづくりへの意識の醸成を図りながら、市民とのゆるやかなつながりづくり、連携に取り組めます。